

税務事例研究

Vol. 188 2022/7

〔法人税〕

金銭債権の譲渡と債務者の課税関係

白土 英成

〔所得税〕

非課税所得の判定基準

岩崎 政明

〔資産税〕

相続財産の評価の誤りの救済方法

—評価通達の改正に着目して

平川 英子

税務事例研究／188

■目次

法 人 税

<事例> 金銭債権の譲渡と債務者の課税関係

.....白土 英成・1

I 概要	3
1 はじめに	3
2 金銭債権譲渡の法的・会計的性格	4
3 金融資産及び金融負債の消滅の認識(会計上)	5
II 譲渡側(債権者側)における税務上の問題点	7
1 譲渡した事実とは	7
2 金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲	7
3 譲渡価額の妥当性	8
III 債務者側における債務免除益課税	11
1 債務免除(消滅)益の概要	11
2 益金算入の意義と債務免除の益金該当性	11
3 債務免除益等に係る繰越欠損金の損金算入	12
4 債務免除益の益金計上時期	13
5 債権者側の債権放棄と債務者側における債務免除益は別個の問題	15
6 貸付債権を分割して債務免除を行うことは可能か	17
7 債権者側からの書面の重要性	17

IV 債務者関係者への債権譲渡	18
1 概要	19
2 原処分庁の主張	21
3 審判所の判断	22
V 実質的に債務者自身への債権譲渡と事実認定されたことについて争われた事例	23
1 事実関係	24
2 課税当局の主張	26
3 審判所の判断	27
4 結論	27
VI おわりに	28

所 得 税

＜事例＞ 非課税所得の判定基準

..... 岩崎 政明・31

I 問題の所在	33
II フリマアプリ等による生活用動産の譲渡益一事例 1 について	36
1 制度趣旨	36
2 生活用動産の譲渡手段の多様化による新たな課税問題	37
3 関連裁決の紹介と本事例の検討	38
4 インターネット取引に対応した法的整備の必要性	42
III 法人からの学資貸与金の免除益一事例 2 について	43
1 制度趣旨	43
2 関連裁決の紹介	45
3 本事例の検討	46

IV マンションの瑕疵に基く解決金及び見舞金の利得	
一事例 3について	47
1 制度趣旨	47
2 関連判決の紹介	49
3 本事例の検討	52
V おわりに	54

資 産 稅

<事例> 相続財産の評価の誤りの救済方法

—評価通達の改正に着目して

..... 平川 英子・56

I 相続税法 32 条 1 項 1 号による更正の請求事由の範囲	57
(1) 吉野工業所事件をめぐる最高裁判決	57
(2) 相続税法 32 条 1 項 1 号による更正の請求	60
(3) 遺産分割による相続税の総額の変更可能性	61
II 評価通達の変更に伴う救済の可能性	63
(1) 国税通則法 23 条 1 項 1 号による更正の請求	64
(2) 通達改正を理由とする更正の請求	65
(3) 申告の錯誤の主張の可否	67
III 通達制定行為の違法を理由とする国家賠償請求	67
(1) 通達の発出を行う公務員の慎重検討義務	67
(2) 違法な通達の制定行為に対する国家賠償—租税行政分野の裁判例	70
IV 設問に対する解答	72

「租税法事例研究会」研究員等

<令和4年7月1日現在>

部 会	研 究 員 等	所 属
法 人 税 部 会	○成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	△鈴 木 一 水 教 授	神戸大学社会システムイノベーションセンター
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
	金 子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	白 土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	佐 藤 修 二 弁護士	第一東京弁護士会
所 得 税 部 会	○神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	△田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	牛 嶋 勉 弁護士	第一東京弁護士会
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	渡 辺 徹 也 教 授	早稻田大学法学学術院
	武 田 涼 子 弁護士	第一東京弁護士会
資 産 税 部 会	○首 藤 重 幸 名誉教授	早稻田大学
	△渋 谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	小 池 正 明 税理士	東京税理士会
	伊 藤 信 彦 弁護士	第一東京弁護士会
	平 川 英 子 准教授	金沢大学人間社会研究域法学系
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科

(注) ○印は部会長 △印は部会長代理

金銭債権の譲渡と債務者の課税関係

税理士 白土 英成

■ 事 例 ■

当社(9月決算)は、北関東に拠点を置く学習塾と不動産賃貸を業とする株式会社です。1965年設立であり、地元に根付いた老舗企業として歩んで参りました。設立当初から約20年間は、地域の人口も増加傾向だったことから、受講生数も順調に増え続け、業績は黒字基調でした。また、地元の有力地銀であったZ銀行は、当社に対して積極的な姿勢で融資を続け、事業展開資金や不動産購入のための資金を全面的にバックアップしてくれました。当社もZ銀行をメインバンクとして位置づけており、2003年度末には8億円を超す借入金残高となりました。

しかし、バブル崩壊を境として、地域の人口減少、過疎化が急激に進んでいきました。必然的に受講生も減少が続き、営業損失を継続的に計上せざるを得ない状況に陥りました。また、当社所有不動産からの賃貸収入も減少し、不動産価値の下落も続きました。その結果、当社の資金繰りは非常に厳しくなったため、Z銀行に対して、リスケの交渉を継続的に行うようになりました。当社としても交渉と並行して、経費削減、遊休資産の売却、大幅なリストラ等を敢行し、若干の利益を確保しつつ、利息の支払と返済を進めていきました。その結果、Z銀行からの借入金残高は2020年度末には6億5千万円まで圧縮されるとともに税務上の青色欠損金も2022年9月期の申告をもって全額が損金算入される予定となっています。

ところが、2021年8月にZ銀行より、突然、Z銀行の当社に対する貸付債

権を全て、D社(外資系金融機関)に売却したい旨の話が通告されました。Z銀行からの説明を受けたとはいえ、当社としては断るすべもなく、貸付債権は2021年11月にD社に譲渡されました。Z銀行がD社に貸付債権をいくらで譲渡したのかは不明です。その後D社からは、近々、貸付債権を転売していくとの説明がありました。D社の説明では、地元金融機関を含めて、債権譲渡先を探すことになるが、債権譲渡先については当社が選定してくれれば良いとの話も出ました。そこで、現在、譲渡先(次の引受先)の一つとしてT銀行と交渉しています。T銀行は貸付債権の一部を引受けこととなり、残りの貸付債権については当社の創設者の長男が経営している法人S社が引受けることを予定しています。その後は、T銀行・S社に対して肃々と返済を行う予定です。

T銀行・S社とも債務免除は行いませんので当社に対する債務免除益課税は発生しないと考えますがいかがでしょうか。また、S社が一部債権を引受けることについて課税上の問題はありますでしょうか。

【回答】

債務者である貴社にとってみれば、債権者たるD社から債務免除を受けない限り、法的には6億5千万円の返済義務を負っているわけです。したがって、Z銀行やD社が6億5千万円の債務に対してたとえ1千万円の返済能力しかないと評価したとしても、貴社にとって6億5千万円の債務であることは変わりはありません。結論としては、現時点では債務免除の問題は生じていません。また、企業会計上も税務上も金銭債務については時価評価すべき取扱いとはなっていませんので評価損益の問題もありません。

さて、S社への債権譲渡取引が真実の売買である限り、その取引自体が否定されることはありません。しかし、ここで留意すべきことは、たとえ債権者側から債務免除を受けていなくともS社への債権譲渡が実質的に債務免除又は債務者自身への債権譲渡が行われたというような事実認定が判定された

場合、債務免除益課税を受ける可能性があります。

貴社は、2022年9月期には、青色欠損金がゼロとなるため、仮に債務免除を受けた場合には債務免除(消滅)益課税が生じ、課税負担が発生することになります。債務免除を債権者から勝ち取ることは経営上のプラス材料としては大きいことですが、同時に事実認定によっては特定事業年度に過重の課税負担が出来てしまい財務的な毀損が生じ得ることを認識しておくべきです。

【解説】

I 概要

1 はじめに

2021年10月24日の日本経済新聞によれば「中小負債、10年ぶりに高水準 収益の14倍、倒産減でも…返済猶予切れ迫る」の見出しで「中小・零細企業の資金繰りが悪化している。借入金を本業の利益で割った返済負担は2021年3月末に08年のリーマン危機後の水準まで悪化した。政府の新型コロナウイルス対策が下支えし、企業倒産は半世紀ぶりの少なさにとどまる。だが零細企業の負債は50兆円を超え、無利子・無担保の制度融資は過半が22年末までに返済が始まる。収益力が戻らなければ倒産が増加に転じかねず、コロナ収束に向け時間との戦いが続く」との記事が載せられていた。

中小企業への資金提供を担っているのは金融機関であり、また、最大の債権者でもある。そして、金融機関の経営状況は低金利等が続く中、どこも厳しい環境に置かれており、経営的に全く余裕のない状態となっている。特に地方銀行にとって不良債権の処理は待ったなしの喫緊の経営課題であり、その一つとして貸付債権の譲渡による不良債権処理が現実に肅々と準備されており、今後数年の間、本格的に進められてくると予想される。

さて、金銭債権譲渡には譲渡する側である債権者と債権を譲り受けた側、そして、債務者それぞれに税務上の論点が考えられ、またその問題点はそれ

それに関係してくる。そこでまず、金銭債権譲渡の法的・会計的性格を検討し、次に譲渡した債権者側と債権の譲受側の税務上のポイントである「譲渡した事実」とは何かという点とその「譲渡価額の妥当性」について纏め、最後に本稿の本題である債務者側の債務免除益課税の取扱いについて、事例研究を行った。

2 金銭債権譲渡の法的・会計的性格

債権譲渡とは、債権の同一性を保ったまま、契約によって、債権を新債権者に移転することをいう。重要なことは、債権譲渡契約は譲渡人と譲受人の間での契約であり、債務者は当事者ではない⁽¹⁾。

債権は、債権の性質が許さない場合を除いて、譲渡可能である（譲渡性の原則）。金銭債権の譲渡については、民法第466条で次のように定められている。

- (1) 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- (2) 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。
- (3) 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人にに対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつてその第三者に対抗することができる。
- (4) 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

平成29年民法改正により、譲渡制限の意思表示があつても債権譲渡の効力は原則として妨げられることとされた（改正民法466②）。

改正前は、譲渡制限特約の効力を原則として認めており、債権譲渡担保を用いた資金調達を妨げる要因となっていた。そこで改正法では、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示」をした場合においても債権譲渡の効力は妨げられないと定め、譲受人の主觀や債務者の承諾の有無を問わず、債権譲渡が常に「有効」であることを明示した⁽²⁾。

繰り返しになるが債務者にとって重要なのは、債権譲渡が行われたことにより、債権者にとっては、結果として、譲渡対価相当額の回収を行ったこととなるが、債務者側からは、単に債権者が変動しただけであって、金銭債務そのものには変動は生じていないことである。

3 金融資産及び金融負債の消滅の認識（会計上）

金融資産の会計処理については「金融商品に関する会計基準」を参考にしたい。まず、金融資産の譲渡については、基本的な考え方として、二つの考え方がある。(1)金融資産の譲渡について、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する「リスク・経済価値アプローチ」と(2)金融資産を構成する財務的要素に対する支配が移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、また、留保される財務構成要素の存続を認識する「財務構成要素アプローチ」である。

なお、「金融商品に関する会計基準」では取引の実質的な経済効果を財務諸表により適切に反映させるために「財務構成要素アプローチ」が採られている。

まず、「金融商品に関する会計基準」（以下、「会計基準」という。）において「金融資産」は、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券と定義されている（金融商品会計に関する実務指針（以下、「実務指針」という。）4）。

金融資産の消滅の認識については、「金融資産の契約上の権利を行使した

とき」、「権利を喪失したとき」又は「権利に対する支配が他に移転したとき」、当該金融資産の消滅を認識しなければならないとされる(会計基準8)。さらに金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転することについては、次の要件がすべて充たされた場合が該当する(会計基準9)。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

一方、「金融負債」とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務をいい、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産と金融負債(他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務)を交換する契約上の義務とされる(実務指針216、217)。また、次のいずれかの要件を満たす場合には金融負債の消滅を認識し、帳簿価額と消滅の対価の受入額の差額を当期の損益として処理することになる(実務指針43)。

- ① 債務者が債権者に通常、現金その他の金融資産で支払うことにより契約上の義務を履行すること。
- ② 契約上の義務が消滅すること。(債務が免除されたこと)
- ③ 債務者が、法的な手続により又は債権者により当該負債(又はその一部)に係る第一次債務者の地位から法的に免除されること。

金融資産及び金融負債の消滅の認識について、会計上の取扱いは以上の通りである。

II 譲渡側（債権者側）における税務上の問題点

金銭債権譲渡における譲渡側（債権者側）の税務上の問題点としては、低廉譲渡又は高額譲受けが行われた場合、取引相手に対する経済的利益の供与（寄附金）が問題となる。そこでは、金銭債権の譲渡について①譲渡の事実及び②譲渡価額の妥当性が論点になる。

1 譲渡した事実とは

税務においても金銭債権譲渡については、法人が金融資産の売却等の契約をした場合や当該契約により当該金融資産に係る権利の支配が他の者に移転したときに当該金融資産の売却等による消滅を認識することとされる。

金銭債権譲渡の認識については、法人税基本通達 2-1-44(金融資産の消滅を認識する権利支配関係移転の範囲)で、規定されている。

2 金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲

法人税基本通達 2-1-44 によれば、法人が金融資産（金融商品である資産をいう。以下において同じ。）の売却等の契約をし、当該契約により当該金融資産に係る権利の支配が他の者に移転したときは、当該金融資産の売却等による消滅を認識することになる。原則として、次に掲げる要件の全てを満たしているときは、当該売却等に伴い収受する金銭等の額又は当該売却等の直前の当該金融資産の帳簿価額は、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(1) 売却等を受けた者は、次のような要件が満たされていること等により、当該金融資産に係る権利を実質的な制約なしに行使できること。

イ 売却等をした者（以下 2-1-44 において「譲渡人」という。）は、契約又は自己の自由な意思により当該売却等を取り消すことができないこと。

ロ 譲渡人に倒産等の事態が生じた場合であっても譲渡人やその債権者（管財人を含む。）が売却等をした当該金融資産を取り戻す権利を有して

いない等、売却等がされた金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。

(2) 譲渡人は、売却等をした金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと。

「権利に対する支配が他に移転したとき」（金融資産の売却等による消滅）の要件(1)イについて、さらに補足すると⁽³⁾

イ 譲受人に債務不履行等の事実が発生したことを理由とする場合は別として、譲渡人が契約又は自己の自由な意思によりその譲渡を取り消すことができないこと。

ロ 例えば、譲渡人が破産、会社更生法等の下に置かれた場合に、その管財人等がその譲渡をした金融資産の返還請求権を行使できないというよう、譲渡がされた金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に切り離されていること。

以上の要件が満たされた場合には、譲渡と認定されることになる。基本的に税務上の考え方と「金融商品会計基準」は同一の考え方が採られていると理解できるので企業会計における金融資産の譲渡認識が満たされるのであれば税務上の取扱いも譲渡となる⁽⁴⁾。

なお、金融負債の消滅を認識する債務引受け契約等についても会計基準と同様に前述した要件により、税務上も当該債務引受け契約の締結等により当該金融負債の債務者の地位から免責されたときは、その金融負債の消滅を認識し、その債務引受け等に伴い支払う金銭等の額又はその債務引受け直前のその金融負債の帳簿価額は、その事業年度の損金の額又は益金の額に算入されることになる（法人税基本通達2-1-45）。

3 譲渡価額の妥当性

金銭債権は、その評価自体が極めて困難であるため、金銭債権の譲渡価額

の妥当性については、他の資産に比べて問題点が複雑である。金銭債権の金額は、基本的にはその換金価値、回収可能性を反映したものとなり、不良債権を譲渡した場合には、譲渡価額が簿価を下回るため、譲渡により実現した含み損は、譲渡損として損金の額に算入される。

譲渡価額の妥当性の判断は、譲渡価額の算定にあたって採用された方法が、会計実務において広く用いられている合理的なものであり、また、価額決定の経緯が社会通念に照らして、不適当と思われるような事情が見当たらない場合には、課税当局も概ね認めている。

ここで参考となるのは、金融商品会計基準 28(2)②における貸倒懸念債権に係る貸倒見積額の算定方法である。ここではその金銭債権が「債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権」である場合には「債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積額とする方法」とされる点である。

また、不良債権等の流動化に対応した債権の適正評価手続の実務的指針として「「流動化目的」の債権の適正評価について」(平成 10 年 10 月 28 日日本公認会計士協会)が公表されているが、債権の評価方法として「流動化目的の債権の適正な売買価値は、流動化目的の債権が主として投資対象として取得されることや、投資採算の測定が債権から得られる将来のキャッシュ・フローのみによるところから、流動化によってもたらされるキャッシュ・フローの割引現在価値によって測定される。割引現在価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローに対して評価日から回収日までの時間の経過と回収の不確実性を考慮するのが適当であるとの立場から、評価日現在の市場金利水準に一定の信用スプレッドを加えた利率で割引を行う。なお、将来のキャッシュ・フローは、合理的で最善の見積もりにより算出されなければならない。」と記されている。

税務上も個別文書回答〈参考通達〉において、適正な収支予測額及び割引

率に基づいた計算により算定された場合は認められるとされるので参考に記しておく。

- (1) 適正評価手続に基づいて算定される債権及び不良債権担保不動産の価額の税務上の取扱いについて(法令解釈通達)(平成10年12月4日付課法2-14, 査調4-20)

平成10年11月2日, 日本公認会計士協会から, また, 同年11月2日及び11月20日, 日本不動産鑑定協会から, 国税庁に対し, 両協会が策定した適正評価手続に基づいて算定される債権及び不良債権担保不動産の取引価額は税務上も認められると解して差し支えないか照会が行われた。

国税庁は, その内容について検討し, 平成10年12月4日, それぞれの手法の計算の基礎として収支予測額及び割引率が適正であれば税務上も認められる旨を両協会に対して回答した。

- (2) 日本公認会計士協会からの照会に対する回答(平成10年12月4日付課法2-12, 査調4-18)

「「流動化目的」の債権の適正評価について」に基づいて算定される価額の税務上の取扱いについて(平10.11.2付照会に対する回答)

標題のことについて, 評価対象となる債権の取引価額につき, 「「流動化目的」の債権の適正評価について」に基づいて算定された価額については, 適正な収支予測額及び割引率等に基づいて算定されたものである場合には, 貴見のとおり取り扱うこととします。

- (3) 日本不動産鑑定協会からの照会に対する回答(平成10年12月4日付課法2-13, 査調4-19)

「不良債権担保不動産の適正評価手続きにおける不動産の鑑定評価に際して特に留意すべき事項について」に基づいて算定される価額の税務上の取扱いについて(平10.11.2及び11.20付照会に対する回答)

標題のことについて、評価対象となる不良債権担保不動産の取引価額につき、「不良債権担保不動産の適正評価手続きにおける不動産の鑑定評価に際して特に留意すべき事項について」に基づいて算定された価額については、適正な収支予測額及び割引率等に基づいて算定されたものである場合には、貴見のとおり取り扱うこととします。

III 債務者側における債務免除益課税

1 債務免除(消滅)益の概要

民法第519条では「債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。」と規定している。免除は単独行為であり、債務者の意思とは関係なく債権者が自由に行うことができる。ある。

さて、実務上は、債権者側が貸倒れ処理を行うことを前提として債務免除の意思表示を行うのが一般的であり、厳格性・客觀性を保持するために書面で行われている。しかし、民法上は、債務免除の意思表示は不要式行為であり、明示・默示を説いていない。したがって、仮に公正書面で行われなかつたとしても債権者による債務免除の意思表示が債務者に到達していたという事実認定がなされた場合には、その時点で債務免除益を計上する必要が生ずることになる。

2 益金算入の意義と債務免除の益金該当性

法人税法第22条第2項では、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする旨を規定している。すなわち、法人税法は、包括的な所得概

念を構成しており、金銭の形態をとっているかその他の経済的利益の形態をとっているか等の別なく、益金を構成すると解される⁽⁵⁾。

したがって、無償の経済的価値の流入は広く益金に含まれるものと解されており、債務免除益についても、債権者からの債務免除の意思表示により、債務が消滅し、債務者である当該法人に無償で経済的価値が流入するのであるから、法人税法の所得の計算上、益金の額に算入されるべきものとされる⁽⁶⁾。ただし、債務免除益においては経済的価値の流入ではなく、流出の減少であり、この点が大きな特色である⁽⁷⁾。通常、この経済的価値の流出に対応する担税力はないからである。

3 債務免除益等に係る繰越欠損金の損金算入

法人税法では、法人に欠損金が生じた場合、欠損金の繰越し、繰戻しの制度を設け、税負担の軽減を図っている。仮に債務免除益が生じた場合も相殺すべき繰越欠損金があれば、課税は生じないこととなる。

具体的には青色申告書を提出した事業年度において生じた欠損金額については一定の要件のもと、当事業年度後10年間繰り越して、各事業年度の所得の金額から控除されることが認められている（法人税法（以下、「法法」という。）57②）。この場合、損金の額に算入される青色欠損金の額は中小法人等の場合は100%であるがそれ以外の法人は控除前所得金額の50%に制限されている。

さて、債務免除を受けた場合、必然的に債務免除益の発生を伴う。それは課税対象となり、多額の税額が生ずる可能性がある。そこで、会社更生法・民事再生法等による更生手続開始の決定、再生手続開始の決定及び特別清算開始の命令等があった場合は、債権者への支払のために私財の提供や債務の免除を受けた場合、債務免除等の範囲内で青色欠損金・期限切れ欠損金の損金算入が認められている（法法59①②）。

通常の会社清算の場合も債務整理時に発生した債務免除益は課税対象とされるが、その法人に「残余財産がないと見込まれる場合」には、青色欠損金

に加えて期限切れ欠損金の損金算入が認められる(法法 59③)。

「残余財産がないと見込まれる」とする判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況により判定される(法人税基本通達 12-3-7)。基本的には処分価格により作成された実態貸借対照表が債務超過の状態にあるときは「残余財産がないと見込まれる場合」に該当するとされる(法人税基本通達 12-3-8)。

以上のように期限切れ欠損金の損金算入は限定的に認められることとなるが事例の企業の場合には認められないものである。

4 債務免除益の益金計上時期

収益等の計上は、一般に、その原因となる権利が確定した時期をもって行うべきものである。債務免除の場合は、債務免除それ自体が債権者の単独行為として行われるものであり、債務者がその意思表示を受けた時点で初めてその効力が発生するものである。したがって、その時点を基準にして免除された債権額を益金に計上すべきということになる。

ここでは、債務免除益の益金計上時期は、債務者からの債権放棄の通知がなされた日を含む事業年度であるとした事例(昭和 60 年 1 月 29 日裁決、裁決事例集 29 集 57 頁)⁽⁸⁾が参考になる。

(1) 事実関係

養豚業を営む農事組合法人である A 法人に対する債権者(A 法人の代表者甲ほか)からの債権放棄の通知書を巡る裁決事例である。

A 法人は、代表者甲らから昭和 55 年 6 月 30 日発信の内容証明郵便により「貴組合の債務のうち 80,848,127 円を全額放棄しますから、貴組合は全額雑益(債務免除益)にてご処理ください。処理年月日は昭和 55 年 3 月末日と致します」旨記載の通知文書を受けた。

債権放棄の明細は

債権者	債権の内容	金額
甲	役員報酬	57,248,127 円
甲	支払利息	20,000,000 円
乙	役員報酬	3,600,000 円
合計		80,848,127 円

A 法人は、債務免除益を昭和 56 年 3 月期の損益計算書の特別損益の部に雑益として記載し、確定申告書の勘定科目内訳書の「雑益、雑損失の内訳書」の「雑益等」欄に記載して法定申告期限内に確定申告書を提出している。

他方、A 法人は昭和 55 年 8 月 16 日付で提出した昭和 55 年 3 月期の修正申告書の別表 4 の加算欄に所得金額を加算し、昭和 58 年 3 月 23 日付で提出した昭和 56 年 3 月期の修正申告書で減算処理されている。なお、本件債務免除益についての記帳等は全く行われていない。

また、甲らは本件審査請求後の昭和 59 年 11 月 16 日に甲を申立人として A 法人に対して即決和解の申立てを行い、昭和 59 年 11 月 16 日付で和解が成立した。和解条項は以下の通りである。

- ① A 法人は甲・乙に対し、甲からの借入金に対する支払利息及び甲・乙両名の役員報酬の支払債務があることを確認した。
- ② 甲らは、A 法人に対し、上記債権を昭和 55 年 3 月 31 日に放棄したことを確認した。
- ③ A 法人は甲の支払債務について昭和 55 年期の法人決算書に債務免除益として計上したことを確認した。

甲の答述によれば甲らが即決和解の申立てをしたのは、本件審査請求において、A 法人の主張を裏付ける証拠とする意図に基づくものである。また、和解条項では昭和 55 年 3 月期の法人決算書に債務免除益として計上したとされるが、A 法人が昭和 55 年 3 月期の決算書に債務免除益を計上している

事実は認められないことを審判所は認定している。

(2) 審判所の判断

一般に、債務の免除は、債務者の意思にかかわりなく、債権者の債務者に対する一方的な意思表示によってなされるものであり、当該意思表示が相手方に到達した時をもってその効力が生ずるものであるから債務者が当該意思表示を受領した時、債務免除益が収益として実現するものと解される。つまり、債権者が指定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのではない。債権者が債権放棄するにあたって、相手方の会計処理年月日を指定するなどの行為は通常考えられない行為である。

これを本件債務免除益についてみると、益金の額に算入する時期は、債権者である甲から債務者であるA法人に対して債務免除の意思表示をしたことが客観的に明らかである昭和55年6月30日発信の内容証明郵便の本件通知を受けた日を含む事業年度(昭和56年3月期)と解すべきである。

実務上、債務免除の意思表示は債権者側が貸倒れ処理を行いたい都合上、書面で行われる。しかし、民法上、債務免除の意思表示は不要式行為であり、明示・默示を問わない。したがって、債権者による債務免除の意思表示が、債務者に到達したという事実認定が行われた場合、その到達時に債務免除の計上が認定されることになる。

5 債権者側の債権放棄と債務者側における債務免除益は別個の問題

債権者側の貸倒損失の計上が課税序側に認容されることを停止条件としており、その損金計上が認められなかった場合に、錯誤として債務免除の取消が可能か争われた事例(東京地裁平成19年9月27日判決、平成18年(行ウ)第412号、税資257号182頁)⁽⁹⁾がある。

(1) 事実関係

- ① A社は不動産の売買及び管理等を営む株式会社である。
- ② B社は、平成13年3月当時、A社に対し、56,318,183円の立替金債権を有していた。B社は平成13年3月30日付で、A社に対し、本件立

替金債権を放棄する旨の通知を発し、A社はこれを受領した。

- ③ A社は債務免除を受ければ、3,000万円余の租税債務が発生し、その納付のために唯一の土地を売却して解散することが余儀なくされるところから、本件通知後もB社に対し、債務返済の意思があることを明らかにし、貸借対照表上も仮受金として計上を継続し、債務免除の効力が生じたことを否定した。
- ④ これに対して裁判所は、通知書面には、B社が平成13年2月21日をもってA社に対する債権を放棄した旨が記載されており、また、B社の取締役会(平成13年2月5日開催)の議事録においても、A社に対する立替金が回収不能であり、関連会社であることから今期中に全額損金処理する旨が記載されているもののそれ以上に、債権放棄の意思表示を何らかの条件にからしめる旨の記載は一切ないため、債務免除の効力は本件通知がA社に到達した時点に生じたというべきであるとした。

(2) 判決要旨

裁判では、A社はB社の行った債権放棄は専ら貸倒損失として債権額を損金に計上する目的で行われたものであって、私法上の効果の発生を企図したものではなく、貸倒損失の計上が課税庁に認容されることを停止条件としてされたものであり、また、損金計上が認められなかつた場合には、B社の債権放棄には錯誤があったものというべきところ、実際にB社は債権放棄額の損金計上が認められず、法人税の更正処分がされたものであるから、債務免除の効力は発生していない旨の主張を行つた。

このことに対しては、B社は貸倒損失と認定され損金計上が認められることを期待して、本件通知をもって債権放棄を行つたことが認められるもの、その場合でも、損金計上の前提として、私法上の効果の発生をも意図していたことは明らかであるというべきであるから、上記のような理由により債務免除の効力不発生であったとするA社の主張は採用できないと判示した。

裁判所の判断は、債権放棄の意思表示に何らかの条件があつた旨の記載は

一切なく、債務免除の効力は、本件通知が原告に到達した時点に生じたというべき場合に該当する。なお、債権放棄通知書の撤回の通知がされたからといって、債務免除によりいったん発生した益金が消滅するわけではない⁽¹⁰⁾。

(3) 二重課税について

また、B社は、A社においては本件立替金債権に係る貸倒損失計上を否認しつつ、B社における本件立替金債権につき債務免除益を認めて課税することは二重課税であり、損害賠償請求権の益金算入についての課税実務等に照らしても違法である旨を主張した。

これに対して、A社の貸倒損失計上が税務上是認されるかどうかということとB社が債務免除を受けたことによる利益に対する課税とは別個の問題であり、同じ課税原因事実につき二重に課税するいわゆる二重課税の問題を生ずる余地はないと言わざるを得ない。また、損害賠償請求権の益金算入に係る主張も、債務免除益のそれとは性質を異にするものであると判示している。

6 貸付債権を分割して債務免除を行うことは可能か

実務上、青色欠損金の期限切れに合わせて、代表者からの借入金の一部を分割し、債務免除の受け入れ処理が行われているケースが多くある。そこで、この点について税務上の問題の有無を検討しておきたい。

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手に与えるとする意思表示をし、相手方がそれを受諾することによって効力を生ずることになる（民法549）。したがって、数年時に分割して債務免除を行ったとしても何ら問題は生じないと言える。

ただし、実務上の留意点としては代表者からの借入金の残高に対して双方が認識していることは当然であるが、さらに利息を付している場合には残債につき利息計算を行い、これを明確にしておく必要がある。

7 債権者側からの書面の重要性

法人税基本通達9-6-1(4)によれば「債権者の債務超過の状態が相当期間継

続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」を貸倒れとして損金の額に算入すると規定している。法人税基本通達が「書面による債権放棄の通知」を要求していることから、債権者が口頭等で通知し、債務者がそれを了承し、双方で法的な債権、債務関係の消滅を確認していたとしても、書面による通知が実行されていなければ、税務上は貸倒損失にあらずということになる⁽¹¹⁾。

この場合の書面とは、必ずしも公正証書等の公証力のあるものに限られてはいない⁽¹²⁾。立証力の問題であり、内容証明郵便による必要はない。債務免除を行ったことがいかに立証できるかの問題であり、債権の放棄について具体的な理由を書面により明らかにし、説明できる状態にすれば足りることになる⁽¹³⁾。

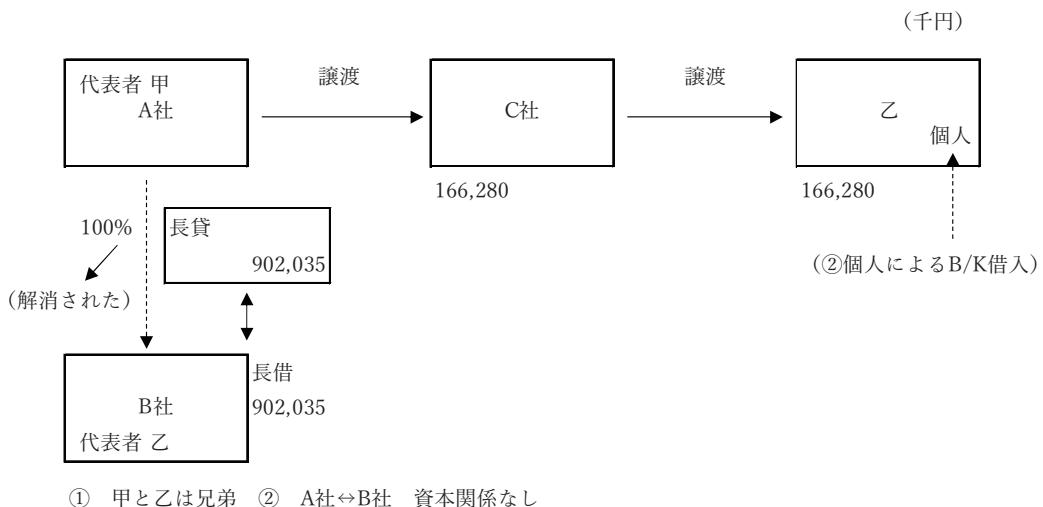
ただし、ここでは、違った論点がある。租税法律主義の一般的な理解の下においても通達において損金算入要件を定めることは適當ではないことに加えて、債務者における貸倒損失に係る損金算入に際しては、民法に定める債権放棄の原則よりも厳格な要件の下に債権放棄の有無を判断するという場合には、やはり法律において、この点を明確にすべきであると考える。

なお、この点については、事後的な立証可能性の点で書面によることの有用性が高いことは明らかであるが⁽¹⁴⁾、この点と損金算入要件を通達で定めることの可否を混同すべきではないと考える。

IV 債務者関係者への債権譲渡

金銭債権を債務者の特殊関係者に譲渡した場合もその取引が真実の売買であればその取引自体を否定されることはない。しかし、当事者間では実質的な債権放棄として認識しているところを債権譲渡に仮装したものと捉え、その譲渡損は寄附金に該当するものとして更正処分を受けた事例がある。参考

裁決として、債権譲渡を債権放棄の仮装取引として争われた事例（平成17年2月14日裁決）⁽¹⁵⁾を記すこととした。



1 概要

この事案は、農産物の生産、加工及び販売業を営む同族会社であるA社が、かつて全額出資してA社の子会社としていた外国法人B社に対して有していた長期貸付債権等を資産運用業務を営むC社に売却し、それによって生じた債権売却損の額を損金の額に算入したところ、原処分庁は、上記長期貸付債権の実体は当該B社に対する債権放棄であり、上記債権売却損の額は寄附金に当たるとして法人税等の更正処分を行ったものである。

(1) 事実関係

- ① A社の代表取締役甲とA社がかつて全額出資していた外国法人であるB社の代表者乙は兄弟である。
- ② A社は平成14年5月30日、双方の所有株式を売却して資本関係を解消した。
- ③ A社は平成15年5月26日現在、B社に対する長期貸付金853,572,500円及び長期貸付金に係る未収利息金を有していた。

A社とB社では各貸付時に金銭消費貸借契約書を取り交わしていないかったが、本件債権の譲渡にあたって、貸付行為ごとの金銭消費貸借契約書を作成

した（債権の譲渡を禁止する旨の特約は付加されていない）。

(2) 債権譲渡契約書(A社からC社へ)

A社は平成15年5月27日、C社に対し、本件債権を166,282,000円で譲渡する旨の債権譲渡契約を締結し、同日付で以下の内容を含む「債権譲渡契約書」を取り交わした。

- ① 本件債権に関する元利金その他債務者に対する一切の請求権は本件譲渡により、C社に帰属する。
- ② 本件譲渡に関する費用は全額、A社が負担する。

(3) 債権譲渡契約に関する覚書

A社とC社は、平成15年5月27日、以下を内容とする「債権譲渡契約に関する覚書」を取り交わした。

- ① C社はA社より譲り受けた本件債権を平成15年5月29日に乙に譲渡し、乙はその代金をC社に支払って、本件債権を譲り受け、債権証書の引き渡しを受ける。
- ② A社はC社より受領した本件債権の譲渡代金を指定口座に入金し本件再譲渡先手続きが完了するまでC社の同意なしには出金手続・担保差入等の行為は一切行わないこととする。また、A社はA社口座の通帳及び預金取引印鑑を本件再譲渡手続きが完了するまでC社に預け入る。
- ③ 本件再譲渡手続きが平成15年6月5日までに履行されない場合には本件譲渡契約書による契約は解除され、C社からA社に支払われた債権譲渡代金は速やかに返還される。

(4) 業務委託契約書

A社とC社は平成15年5月27日、以下を委託内容とする業務委託契約書を締結した。

- ① 本件債権価格の調査、本件取引に関するストラクチャーの構築、各種契約書の作成及び協力支援業務の一切を本業務の内容とする。
- ② 本業務の委託報酬は総額15,000,000円とする。
- ③ 本業務の委託報酬料は本件取引の遂行いかんにかかわりなく支払われ

る。

(5) A社の総勘定元帳には、平成15年5月27日に債権売却損が計上されている。

(6) 債権譲渡契約書(C社から乙へ)

C社は乙に対して平成15年5月29日、本件債権を166,282,000円で譲渡する旨の債権譲渡契約を締結し、「債権譲渡契約書」を取り交わした。

- ① 本件再譲渡により、本件債権に関する元利金その他債務者に対する一切の請求権は乙に帰属する。
- ② 本件再譲渡に関する費用は全額C社が負担する。

2 原処分庁の主張

本件譲渡は、A社が取引先金融機関から本件債権の早期処理を促され、その処理にあたり、直接B社を取引の相手方とすると寄附金課税の対象となること及びB社において受贈益課税の対象となることを認識していた。そこで寄附金課税を逃れるために第三者であるC社を直接の譲渡先とし、譲渡を行ったもので本件譲渡からあたかも債権売却損が発生したかのように仮装した取引である。特にB社は債務超過状態が続き倒産等の危惧が切迫している状況とはいえず、また、本件債権に関する具体的な返済計画もなく合理的な返済計画もない。よって次の点からA社の損金の額に算入されないとした。

- (1) 本件債権は、金銭消費貸借契約書もなく、無担保及び無保証で具体的な返済計画もないまま融資されたものであるため、売買として流動化するという経済取引の客体になじまないものである。
- (2) 本件債権は非上場会社であるB社に対する債権であることから市場流通性がない。
- (3) 本件債権の時価はC社によるものであるが乙の意向が盛り込まれた恣意性のあるもので第三者の公平な鑑定評価額ではない。
- (4) 本件取引においてC社の介在は以下の理由から単に形式的なものでありC社が本件譲渡における当事者とは認められない。

- ① 本件譲渡に関する費用はA社が負担する旨が定められている。また、委託報酬は本件取引の遂行のいかんにかかわりなく支払われる旨が定められている。
- ② 本件債権に係る購入価額と売却価額は同額にして、本件譲渡からC社に利益若しくは損失を生じさせない旨取り決めている。
- ③ 本件債権の売買価額はA社と乙の交渉で決定されたものであり、本件取引におけるC社の介在は単に形式的なものであって、C社が本件譲渡における当事者とはいえない。

3 審判所の判断

- (1) 本件譲渡は仮装取引であり、本件取引の実体はB社に対する債権放棄であるという主張について
 - ① 本件債権には債権の譲渡を禁止する旨の特約が付加されていないことから、本件債権の譲渡については、債権の性質上、譲渡が許されない場合や債権の契約当事者が譲渡を禁じた場合に該当しない。
 - ② 本件債権は非上場会社に対する債権であり、市場流動性は低いと認められるが本件取引はA社から乙への譲渡を予定したものであり、本件債権に市場流通性がない債権であるとしてもそのことをもって本件債権の譲渡性が失われるものではない。
 - ③ 本件債権の貸付条件や返済状況等が親子会社関係を前提としたものであるとしても、本件債権が債権放棄を前提として貸付されたものであるなど特別な事情も認められない。
 - ④ ①から③の理由により本件債権はA社のB社に対する金銭債権であり、譲渡性を有していると認められる。
- (2) C社の存在について
 - ① C社はA社との間で覚書により本件債権を乙に再譲渡する旨及び本件取引に係る譲渡代金の決済の履行等を保全する旨の約定に合意し、本件覚書の取り決めにしたがって譲渡代金の支払及び受領並びに預金通帳の

管理等を行ったと認める。

- ② C社に対する報酬の支払条件やC社の危険負担の有無並びに本件譲渡が乙への再譲渡を前提に行われたものであることについては、一般的な仲介において行われる取引内容と認められる。

(3) 結論

本件取引はA社とB社の親子関係が解消された後に行われた取引であり、再譲渡の際の買取資金は乙の自己資金のみが充てられている。事実関係を総合すると本件譲渡は金融機関から不良債権処理を求められたA社が、本件債権の貸借対照表からの消去を目的として乙からの申し出に応じて、C社から乙に再譲渡することを前提にされたものと認めるのが相当であると判断した。

以上から、A社が本件取引によりB社に対する債権放棄をしたとは認められず、本件取引はA社からC社、さらに乙への債権譲渡と認められる。

したがって、本件譲渡は、あたかも債権売却損が発生したかのような仮装した取引とは認められず、本件債権売却損は、A社からC社への債権譲渡により生じたものであり、B社に対する寄附金に該当しない。

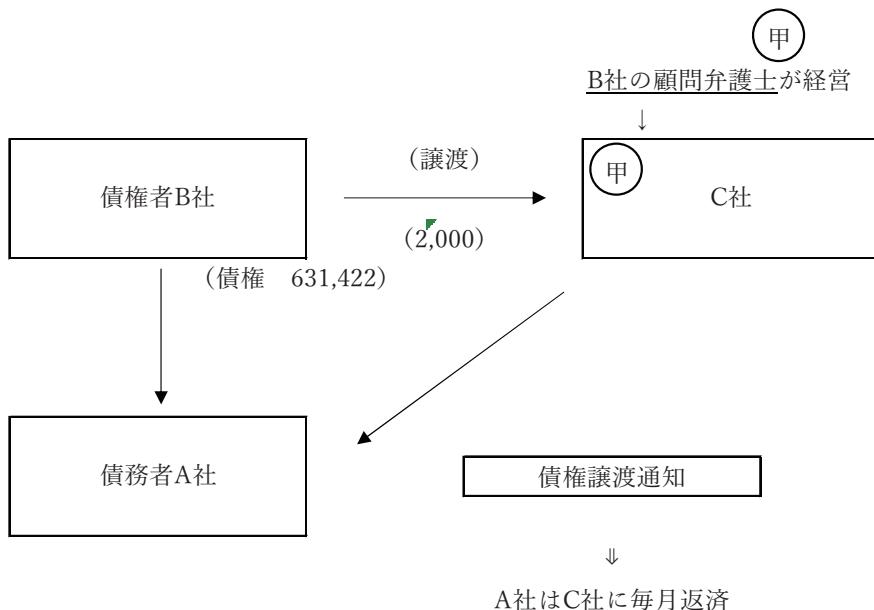
しかし、筆者としては留意すべきは債務者であるB社については債務免除益課税の問題が残っていると考えられる。

V 実質的に債務者自身への債権譲渡と事実認定されたことについて 争われた事例

第三者への債権譲渡が実質的に債務免除又は債務者自身への債権譲渡が行われたというような事実認定が判断された場合、債務者側にとって債務免除益課税を受ける可能性がある。この場合は、債務者自身への債権譲渡を他者への債権譲渡に仮装したと認めるに足りる事実があるかどうかが問題である。この点については平成21年3月11日の裁決事例が参考となる⁽¹⁶⁾。

債務者における債務免除（消滅）益課税

(千円)

**1 事実関係**

- (1) B 社は A 社に対し、平成 8 年にプラント施設を譲渡したが、このプラントに瑕疵があったとして、両者の間で平成 9 年 2 月 13 日に以下内容の「同意書」及び同日付「支払に関する覚書」を取り交わした。
 - ① A 社は B 社に対し、プラント売買代金及び撤去費用等合計 798,500,000 円を平成 9 年 3 月から平成 17 年 3 月までの各月ごとに分割弁済すること
 - ② A 社は B 社に対し、平成 9 年 2 月 13 日から支払済みに至るまで年 2% の割合による利息を支払うこと
 - ③ A 社の所有する不動産(土地 58,090 m²)に B 社を債権者とする抵当権を設定すること
- (2) A 社は平成 11 年 4 月以降、上記合意に基づく支払いを遅延したため、B 社より平成 13 年 4 月 24 日付通告書により、残金、利息及び遅延損害金の総額 750,387,283 円の一括支払いを求めたが、同月以降平成 14 年 12 月まで、平成 14 年 5 月を除き毎月 1,000,000 円を弁済したものの、債務の

大半については支払がなされなかった。

その後、B社はA社に対して総額 693,402,742円の支払いを求める調停を申し立てた。そして、5回にわたる調停期日を経て以下の通りの内容で合意した。

- ① A社はB社に対して、債権残元金 668,953,913円及び平成9年2月12日から平成13年3月31日までの未払利息金 22,448,829円の債務があることを認める。
- ② A社はB社に対し上記債権残元金の一部弁済金として平成15年9月16日限り 60,000,000円を支払う。
- ③ B社は②の支払を受けるのと引換に抵当権の抹消登記手続きを行う。
- ④ B社は②の返済後の債権合計額 631,402,742円(本件債権の額)についてA社はその弁済が困難であることから、A社の指定する第三者へ譲渡することを承諾する。

また、調停成立時にA社は、C社の代表取締役甲に300万円を支払い、甲から「金300万円 上記債権譲渡代金分として」と裏面に記載された名刺を受領書として受け取り、仮払金に経理処理した。

- (3) A社は平成15年11月14日にB社に対して調停に基づく弁済金 60,000,000円を支払い、同月28日に抵当権が解除された。
- (4) A社はB社から平成15年12月1日付の内容証明郵便で、本件債権をC社へ譲渡した旨、及び今後の返済先はC社となる旨の通知を受け取った。
- (5) A社は平成15年12月26日付でC社と次の通り、覚書を取り交わした。
 - ① A社はC社が本件債権を譲り受けることを承諾する。
 - ② A社は本件の譲渡にあたりC社に生ずる負担金 3,000,000円(本件金員の額)をC社に支払う。
 - ③ A社はA社が指定する者に本件の再譲渡をC社に申出た場合にC社はこれを承諾するものとし、その詳細条件については別途協議して定める。
- (6) A社は 3,000,000円(本件金員の額)が本件債権の一部弁済金であったとして平成15年12月26日付で、上記(2)の仮払金(借方)及び長期借入金

(貸方)を3,000,000円ずつ減額する振替経理処理をした。

- (7) C社はA社に対し、平成15年12月29日付で、金3,300,000円の「受領証」を交付したがそのただし書きには「弁済金一部金として、上記金額、正に受領しました」と記載されている。
- (8) A社はC社に対する本件債権の一部弁済金として、平成15年12月から平成18年12月までの間、毎月300,000円をC社に振込み、総額11,100,000円の支払いをした。また、その都度、長期借入金を減額処理する経理処理を行った。

2 課税当局の主張

課税当局は、A社が調停成立日にC社の代表取締役甲に対して支払った300万円を対価としてB社から債権を譲り受けたものであり、債権と債務が同一人に帰属したことにより債権金額から債務消滅益が生じている旨を主張した。

その理由は下記の通り。

- (1) 調停において、当該債権はB社がA社の指定する第三者に譲渡する合意がされたことにより、この合意に基づき譲渡先とされたC社とA社との間で取り交わされた覚書にはC社が当該債権を再譲渡する場合にはA社が譲受人を決定できることとされており、C社独自の判断で債権譲渡できないことからするとこの債権の处分権はA社に帰属していると認められる。
- (2) 甲が調査担当職員に対して、当該債権を預かっているだけである旨を申し立てており、A社からの300万円の受取の際も甲の名刺の裏面に「債権譲渡代金分として」と記載しA社に渡していることから、当該債権の譲渡代金を負担したのはA社であると認められる。

課税当局は、A社が300万円を支払い、C社がB社から当該債権を譲り受けたことにより、当該債権に係るA社の債務が消滅していたにもかかわらず、事実を仮装してこの消滅に係る利益を申告していなかったと認定し、当該債

権の金額 631,402,742 円と 300 万円の差額 628,402,742 円に相当する債務の消滅益を平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日までの事業年度について益金の額に算入すべき更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったのである。

3 審判所の判断

- (1) 本件覚書には A 社が本件債権の再譲渡を C 社に申し出た場合、C 社がこれを承諾するものとする旨の記載があるがその場合の詳細な条件については、双方が別途協議して定める旨の記載があり、このような特約があるからといって、債務者である A 社に本件債権を処分する権利があると認めることはできない。
- (2) 甲は、C 社が本件債権を長期的に持つ意思がないことから、本件債権を預かったようなものである旨を申述したにすぎず、この申述をもって、本件債権が A 社に帰属していると認めることはできない。
- (3) A 社が、300 万円の支払の証拠として甲から「債権譲渡代金分として」と記載された名刺を受け取ったことは認められるものの、甲が B 社の代理人であり、本件調停が成立するまで 5 回以上にわたって A 社との交渉を行い、本件調停においては、既に本件債権を A 社の指定する第三者に譲渡する合意案も出来ていたと認められることから甲が A 社から受取書の交付を求められ、とりあえずその名刺の裏側に記載した文言であること及びその 300 万円を仮払金で処理し、その後、正式な領収書の発行を求めた上で本件債権の弁済金であるとする経理処理を行っていることから、甲がいかなる趣旨でこの記載をしたかは明らかではないというほかなく、直ちに A 社へ本件債権を譲渡する対価として受領した趣旨の記載であるとまでは認めることはできない。

4 結論

審判所は以上の点を認定し、本件債権は C 社が B 社より譲り受けたもので

あり、A社に債務消滅益が生じたとは認めず、原処分を全部取り消している。

債務者の指定する第三者への再譲渡が約されていることをもって、債務者自身に対して債権譲渡が行われたものとして事実認定されるものではなく、債務者自身への債権譲渡を他者への債権譲渡に仮装したと認めるに足りる事実があるかどうかが問題となる。合意文書の内容などによれば、債権の譲渡先は債務者である請求人であり、請求人には、混同による債務消滅益が生じていたにもかかわらず、申告していなかったとしてなされた更正処分等が取り消された事例であった。

上記の裁決は、審査請求の段階において原処分が全部取り消される判断が下されており、このような事実認定に対する審判所(審判官)の慎重な姿勢が窺える⁽¹⁷⁾。まさに債権放棄を債権譲渡に仮装した、又は債務者自身への債権譲渡を他の者への債権譲渡として仮装したと認めるに足りる事実があるかどうかが問題となるのである。

VI おわりに

債務者にとっては、債権譲渡が行われた場合、債権者に変動はあるものの債務者側からすると単に債権者が変動しただけであって、金銭債務そのものには変動は生じていない。したがって、債権譲渡によって債務者側に課税関係が生ずることは基本的にはない。事例では、Z銀行よりD社に債権譲渡がなされただけであり、債務者である法人にとっては債務金額に変更は無い。また、債務者に債務免除通知がなされた訳ではないので現時点で債務免除益の可能性はない。

さて、基本的には、債権者と債務者はそれぞれの課税関係について別個の問題として検討する必要がある。つまり、債権者側での貸倒損失計上が税務上是認されるかどうかということと債務者側での債務免除を受けたことによる利益に対する課税とは別個の問題であり、そこには、同じ課税原因事実に

つきいわゆる二重課税の問題を生ずる余地はないということである。

債権者から債務免除を受けた場合は、債務者側は債務免除により受けた利益に対して課税されることとなる。法人税法では、法人税法第22条第2項により、無償による資産の譲受その他の取引からも収益が生ずる旨を定めている。したがって、「無償の経済価値の流入（経済価値流出の減少）は広く益金に含まれるもの」と解されており、債務免除益は益金の額に算入すべきものとされる。

しかし、債務免除益の特色として事例のように担税力のない状態で課税が生ずることが多分に考えられる。担税力の有無により、債務免除益が課税対象外となるような立法上の手当てを切に期待したい。

債務者側にとって、問題となるのは第三者への債権譲渡であっても実質的に債務免除又は債務者自身への債権譲渡であるというような事実認定が行われた場合は、債務者に債務免除益課税が行われることになる。事例におけるS社への貸付債権再譲渡について、S社は債務者が指定した第三者ということになるが、このことをもって、債務者自身に対して債権譲渡が行われたと事実認定されることがあるかということである。

V章で記した参考裁決の通り、事実認定の判断基準は債務者自身への債権譲渡を他者への債権譲渡に仮装したと認めるに足りる事実があるのかどうかということとなる。結論としてはS社に対する債権譲渡は真実の売買取引であり、仮装した取引と認めるに足りる事実はないと考えられるため、債務免除益課税は生じないことになる。

実務上、債務者である法人の代表者や関係者等、債務者の特殊関係者に債権譲渡されることが多いが、その取引が真実の売買である限り、債権譲渡損の寄附金認定は行われないと考えられる。しかし、当事者間で実質的に債権放棄と認識している取引を債権譲渡に仮装したと認定された場合には寄附金に該当する。この問題は、債権者側の課税問題であり、債務者側では別個の問題となる。

最後に債権者にとっては、その金銭債権を貸倒損失として計上するにはそ

の金銭債権全額の回収不能が明らかであること等の要件(法人税基本通達9-6-2、同9-6-3)にしたがって、厳格な処理が求められている。一方、債権譲渡による処理は貸倒損失と同様の効果を得ることができる。債務者にとっても債務免除を受けることは財務状況の改善のために大きなメリットがある。しかし、青色欠損金の損金算入に対して限定的な制度下では、青色欠損金の状況により、債務免除が行われた特定事業年度に担税力がないにもかかわらず、税負担が過重となり、企業継続を危うくする事態が想定される現実があることを常に留意する必要がある。

- (1) 澤田和也監修大坪和敏編著『図解民法（債権）』（大蔵財務協会、2019年）92頁（田中千草記述）。
- (2) 宇都宮弘一「債権の譲渡性とその制限等」季刊事業再生と債権管理165号28頁（2019年）。
- (3) 高橋正朗編著『法人税基本通達逐条解説（十訂版）』（税務研究会出版局、2021年）263-264頁。
- (4) 諸星健司『新会計基準に係る税務処理（改訂版）』（税務研究会出版局、2002年）291頁。
- (5) 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021年）345頁。
- (6) 金子・前掲注(5)346-347頁。
- (7) 金子友裕「債務免除益の益金算入時期」月刊税務事例44巻9号33頁（2012年）。
- (8) TAINS J29-2-01。
- (9) 東京高裁平成20年3月25日判決（平成19年（行コ）第359号、税資258号67頁）、最高裁平成21年7月31日判決（税資259号順号11257）。
- (10) 二本木力哉「5 債務免除益」『争点と結論からはじめる法人税重要判例・裁決例』税経通信67巻13号68-69頁（2012年）。
- (11) 前田忠章「債務免除通知書の作り方とその運用の実際」税理30巻9号44頁（1987年）。
- (12) 佐藤友一郎編著『法人税基本通達逐条解説（九訂版）』（税務研究会出版局、2019年）967頁。
- (13) 渡辺淑夫・山本清次編集『法人税基本通達の疑問点（五訂版）』（ぎょうせい、2012年）643頁。
- (14) 山本守之・成松洋一・中村慈美「特別鼎談 貸倒損失の税務判断をめぐって」税経通信64巻10号82頁（2009年）。
- (15) TAINS F0-2-247。
- (16) TAINS F0-2-516。
- (17) 中村慈美『貸倒損失・債権譲渡の税務処理早わかり（2訂版）』（大蔵財務協会、2020年）179-182頁。

所 得 税

非課税所得の判定基準

明治大学大学院法務研究科教授 岩崎 政明

事 例

1 (テーマ : 生活用動産の譲渡による利得)

Xは、Tシャツやスニーカーが好きで、気に入ったものを多数所有していた。Tシャツは、廉価なファストファッション・メーカーのものではあったが、海外有名デザイナーとコラボレーションをして、期間限定及び数量限定で販売されたもので、発売当初は1枚1,500円程度のものを数種類、合計で50枚程度所有していた。また、スニーカーは、米国有名メーカーのデザインの凝った一足当たり2万円程度のものを各種、合計で50足程度所有していた。

Xは、毎年のようにTシャツとスニーカーを買い足していたため、部屋に収納できないほどの量になってしまった。そこで、これらの使用済又は未使用のTシャツとスニーカーをフリマアプリやオークションサイトを使って販売してみたところ、それぞれ購入価格の10倍程度の金額で売ることができた。これに味を占めて、Xは、古着店や大幅値下げ店で、Tシャツやスニーカーを極めて廉価で購入し、英語によるホームページをたちあげて販売広告を出したところ、Xのセンスがよかったですこと、品質の良さが評判を呼んで、いずれも購入価格の20倍以上の値段で売ることができた。Xは、こうした日用品（生活用動産）のインターネット販売により、年間で300万円以上の収入を得ている。

Xとしては、こうした日用品の譲渡による収入金額は、所得税法9条1項

9号の生活の用に供する衣服その他の資産の譲渡による所得になるのだから、非課税であると思っているが、所得税の課税処分を受けるおそれはないか。

2 (テーマ：学資貸与金の返還免除による利得)

Y医療法人は、医師及び看護師を安定的に雇用するために、大学医学部の学生や看護学校の学生を対象に、学資金を貸与し、当該学生が学校を卒業後、一定期間、Y医療法人に勤務した場合には、その勤務期間に応じて、当該学資金の返還を免除する制度を新しく設けることにした。こうした場合、Y医療法人としては、当該医師及び看護師が受ける学資金の返還免除額について、給与所得として源泉徴収を行う必要があるか、それとも、所得税法9条1項15号に該当する非課税所得として源泉徴収をしなくともよいか。また、Y医療法人から当該学資金の貸与を受けて勤務する医師の中に、Y医療法人を開設した院長（理事長兼施設管理者）の子息が含まれている場合にはどうなるか。

3 (テーマ：損害賠償金等の利得)

Zは、3年前に新築分譲マンションの1階エレベータホール付近の部屋を購入して、居住していた。このほど、マンション管理組合の決定により、管理会社を変更することになった。管理会社が受託する前提として当該マンションの建物安全確認を行ったところ、当該マンション販売会社の施工瑕疵により、建物の躯体支柱が安全基準に適合しておらず、震度5強以上の地震の際に倒壊するおそれがあることが判明した。マンション管理組合は当該販売会社と協議を重ねた結果、当該マンションがまだ10年間の瑕疵担保責任を定めた品確法（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」）の住宅保証期間内にあったことから、販売会社は耐震補強をするとともに、各区分所有者に1戸当たり300万円の解決金を支払う旨の和解契約が締結された。

ところが、耐震補強に当たり、エレベータホール付近については大規模な

改修工事が必要となり、特にZの部屋については、エレベータホール側の居室内の壁を取り壊し、構造壁を厚くする必要が生じた。そのため、Zは、改修工事期間中、仮住居に移転しなければならず、かつ工事により専有面積が若干減少することとなった。マンション販売会社は、Zに対して、専有面積減少に対する迷惑料・仮住居への移転費用（引越費用・家賃等）の一切を含めた見舞金名目の金員を、別途、500万円支払うことで合意した。

Zが收受する上記の解決金及び見舞金名目の金員は、所得税法9条1項18号所定の損害賠償金として、非課税となるか。

I 問題の所在

本稿は、所得税の物的課税除外として、所得税法（以下「法」という。）9条1項に規定する非課税所得について取り上げ、ある具体的利得が非課税の取扱を受けることができるかどうかの判定基準について検討をするものである。

非課税所得の種類は多様であり、法9条1項1号から19号までに列挙されているほか、その他の根拠法により非課税とされているものもある。これらをその性質に応じて分類すると、次のようになるといわれている⁽¹⁾。

第1は、社会政策的配慮に基づく非課税である。具体的には、増加恩給、傷病賜金、遺族恩給等（法9条1項3号、法施行令20条）、介護保険の保険給付（介護保険法26条）、健康保険の保険給付（健康保険法62条）、国民健康保険の保険給付（国民健康保険法68条）、雇用保険法の失業等給付（雇用保険法12条）、生活保護の給付（生活保護法57条）、児童福祉の支給金品（児童福祉法57条の5）、児童手当（児童手当法16条）などがあげられる。

第2は、担税力の考慮に基づく非課税である。具体的には、生活用動産の譲渡所得（法9条1項9号、法施行令25条）、資力を喪失し債務を弁済す

ることが著しく困難な場合の強制換価等による譲渡所得（同項 10 号，法施行令 26 条），学資金・扶養義務者相互において扶養義務を履行するための給付金品（同項 15 号，法施行令 29 条），人身事故等に対する損害賠償金（同項 18 号，法施行令 30 条），物納による譲渡所得（租特 40 条の 3）などがあげられる。

第 3 は，必要経費的性質による非課税である。具体的には，給与所得者に対する旅費給付（法 9 条 1 項 4 号），同通勤費（同項 5 号，法施行令 20 条の 2），職務の性質上欠くことのできない現物給与（同項 6 号，法施行令 21 条），国外勤務者に対する在外手当（同項 7 号，法施行令 22 条）などがあげられる。

第 4 は，少額免除，貯蓄奨励等の観点からの非課税である。具体的には，当座預金の利子（法 9 条 1 項 1 号，法施行令 18 条），子ども銀行の預貯金の利子等（同項 2 号，法施行令 19 条），障害者等の少額預金の利子等（法 10 条），障害者等の少額公債の利子（租特 4 条），勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等（租特 4 条の 2），勤労者財産形成年金貯蓄の利子等（租特 4 条の 3），勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等（租特 4 条の 4），特定寄附信託の利子（租特 4 条の 5），納税準備預金の利子（租特 5 条），特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子（租特 7 条），納税貯蓄組合預金の利子（納税貯蓄組合法 8 条）などがあげられる。

第 5 は，他の租税との二重課税を避けるための非課税である。これには，相続・遺贈・個人からの贈与により取得するもの（法 9 条 1 項 17 号）があげられる。

第 6 は，その他の非課税で，外国政府等の職員の給与（法 9 条 1 項 8 号，法施行令 23 条），文化功労者年金・ノーベル賞等の一定の賞金（同項 13 号），オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品（同項 14 号，法施行令 28 条），公益信託の信託財産につき生ずる所得（法 11 条 2 項），特定寄附信託の利子（租特 4 条の 5），国等に対して財産を寄附した場合又は重要文化財等を譲

渡した場合の譲渡所得（租特 40 条、40 条の 2）があげられる。

そして、以上のほか、国税庁の通達により、いわゆる少額不追求という趣旨で非課税の取扱とされているものも様々ある（給与等に係る経済的利益に多い。たとえば、所基通 28 条関係、36-21～35 の 2、36-38 の 2、36-44、36-47、36-48 等を参照）。

本稿では、以上のうち、「担税力の考慮に基づく非課税措置」について、ある具体的な収入又は経済的利益が非課税所得に該当するかどうかを検討し、課税又は非課税の判定基準を探ることにする。

事例 1 は、法 9 条 1 項 9 号、法施行令 25 条に規定する生活用動産の譲渡による利得に関するものであるが、最近は、誰でも使用済又は未使用の日用品をインターネットを介して売却することができるようになり、また人々の嗜好性や価値観の多様化、こだわりの強さを反映して、当初の取得価額を大きく上回る金額で取引されることも多くなってきた。このことから、生活用動産の譲渡であるからといって直ちに非課税所得となるとはいがたいことが生ずるようになっている。どのような基準によって課税又は非課税に分かれるのか、課税対象となるとして、その所得区分は何になるかを検討する。

事例 2 は、法 9 条 1 項 15 号、法施行令 29 条に規定する「学資に充てるため給付される金品」に関するものであるが、ここでは、直接給付される金品ではなく、奨学金として貸与された金員の返還免除益が非課税所得となるかどうかを検討する。学資金の返還免除益の取扱については、平成 28（2016）年の所得税法改正により、過去には課税対象とされていたものが、非課税に変更された。この改正自体は適正なものと解されるが、非課税所得に変更するための経緯及び論理はどのようなものであったのかについて考察することにする。

事例 3 は、法 9 条 1 項 18 号、法施行令 30 条 2 号に規定する「突発的な事故により資産に加えられた損害に基いて取得するものその他の政令で定めるもの」に関する解釈問題である。具体的には、マンションの瑕疵に基いて支払われた様々な名目の金員について、その法的性質をどのように考える

べきかにより、非課税所得となるかどうかに違いが生ずることを検討する。

II フリマアプリ等による生活用動産の譲渡益一事例 1について

1 制度趣旨

資産の譲渡による所得は、原則として、譲渡所得として、所得税の課税対象となる（法 33 条 1 項）。しかしながら、その例外として、「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産で政令で定めるものの譲渡による所得」については、非課税所得として、所得税は課されない（法 9 条 1 項 9 号）。そして、ここにいう「政令で定める」資産とは、「生活に通常必要な動産のうち、次に掲げるもの（1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超えるものに限る。）以外のものとする」とされており、具体的には、①貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べっこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品、②書画、こつとう及び美術工芸品が掲げられている（法施行令 25 条）。

この「自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する」資産ないし「生活に通常必要な動産」（これらを「生活用動産」という。）に係る非課税規定は、シャウプ勧告に基づく昭和 25（1950）年度税制改正における譲渡所得課税の整備の際に創設された。その立法理由については、①少額所得不追求という執行上の配慮、②「家庭用動産は、本来投資または投機を目的として所有しているものではなく、通常の場合には、その購入価格または取得価額以上で売却できるのは、価格の一般的な変動以外には殆んど考えられない」⁽²⁾という事情、③「減価する資産については、取得価額として売却代金から控除する“未償却残額”は、税法上画一的に定められた耐用年数により計算されるため、その“譲渡益”はたまたま計算上生み出された利益に過ぎない面があること」⁽³⁾、④「生活上の節約について所得として課税する結果ともなりかねないこと」⁽⁴⁾といったことが掲げられてきた⁽⁵⁾。

これらのうち、現在でも説得的であると筆者が考えるのは、①及び②の理由である。というのは、③は、現在の譲渡益の計算に一般的にあてはまる問題であり、生活用動産に限って生ずるわけではないこと、また、④は、現在の経済状況には一般的にはあてはまらず、仮に経済困窮者に対する配慮が必要であるとしても、それは、①の少額所得不追求により解決されるというべきであるからである。

他面、上記の法 9 条 1 項 9 号及び法施行令 25 条の適用対象となる生活用動産については、譲渡損失が生じたとしても控除されず（法 9 条 2 項 1 号）、また、上記規定の適用対象とならない生活用動産、すなわち法施行令 25 条かつこ書きの「1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える」貴金属類や書画骨董のような動産（法施行令 25 条 1 号・2 号）は、生活に通常必要でない資産の一種として、譲渡所得の課税対象とされるものの（法 62 条 1 項）、その譲渡損失は他の所得との損益通算が認められない（法 69 条 2 項、法施行令 178 条 1 項 3 号）。その理由は、「この種の資産の譲渡損は、家事消費的性質が強いとみたものと考えられる」⁽⁶⁾からであると説明されている。

この説明を前提にすると、家事費等の必要経費不算入等に関する法 45 条 1 項 1 号の規定や資産損失に関する法 51 条 1 項・4 項の規定は、いずれも不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に関するもので譲渡所得は適用対象とされていないので、その代わりに、譲渡所得に係る必要経費不算入の特例に相当するものとして、法 9 条 1 項 9 号及び法施行令 25 条の規定が設けられているということになるのではないかと思われる。

2 生活用動産の譲渡手段の多様化による新たな課税問題

前述したように、生活用動産の譲渡所得が非課税とされた主な理由は、少額所得不追求と取得価額以上で売却できる可能性が通常はほとんどないと考えられたことにあった。確かに、制度創設の頃は、生活用動産の譲渡手段は、「がらくた市（蚤の市）」等に出品するか、ガレージセールをするかで、いずれにせよ買い叩かれることの多い取引しかなかったであろうし、また、そ

の後の経済成長期においては、新製品が大量生産・販売される中で、いわゆる中古品が取得価額（当初販売価格）を上回る価額で取引されることも極めてまれであったといえよう。

しかし、現在では、インターネットが普及し、国境を問わず、不特定多数の多様な価値観を持つ人とつながる手段ができ、かつ、ラクマ、メルカリ、ヤフオク！、eBay、carousell、Poshmark 等の、誰でも気軽に利用できるフリマアプリないしオークションサイトが多数運営されるに至り、状況は一変した。日本では旧式の商品であっても、外国では初めて見る商品となれば需要があるし、また、今では手に入らない商品であれば、旧式の商品が好きな人にとっては、いわゆる貴金属や骨董品ではない生活用動産であっても価値は上がる。こうした事情を基礎として、ある生活用動産を不要とする人と必要とする人との結びつけ、新たな価値を付加したのがフリマアプリやオークションサイトであることができる。もちろん、すべての生活用動産が値上がりするわけではない。多くの生活用動産は中古になれば取得価額以下となるであろう。しかし、人々の嗜好や価値観の多様化によって、普通のありふれた中古の生活用動産でも、限られた人の間で高値で取引されるようになると、転売ヤーと呼ばれる人が登場して値をつり上げ、それをきっかけに多くの人々が関心を持ち始めて、その品物が一般的に値上がりする傾向がある。このような現象は、どの中古商品にも起こる可能性があり、貴金属類や書画骨董のように具体的な品物の種類をあらかじめ一般的に「生活に通常必要でない資産」として法定できるものではない。にもかかわらず、ひとたび人気の出た中古商品を譲渡すれば高額の利得を得ることができる。それが生活用動産の譲渡に係る現代的課税問題であるということができよう。

3 関連裁決の紹介と本事例の検討

裁判において「生活に通常必要」な資産となるかどうかが争われたものとしては、サラリーマンの自家用車（神戸地判昭和 61 年 9 月 24 日訟月 33 卷 5 号 1251 頁、大阪高判昭和 63 年 9 月 27 日訟月 35 卷 4 号 754 頁、最判平成

2年3月23日判時1354号59頁)⁽⁷⁾、マカオの賭博用チップ（京都地判平成8年1月19日行集47巻11・12号1125頁、大阪高判平成8年11月8日行集47巻11・12号1117頁)⁽⁸⁾、ホテルコンドミニアム（ないし分譲型ホテル客室）（ただし、この事案は正確には生活に通常必要でない資産に該当するかどうかが争点となったものである。盛岡地判平成11年12月10日行集26巻6号831頁、仙台高判平成13年4月24日税資250号順号8884）⁽⁹⁾がある⁽¹⁰⁾。また、当研究会においても、佐藤英明教授により高額な食器類、置き時計、外国製家庭用冷蔵庫等について、非課税となる生活用動産の譲渡に該当するかどうかが検討されている⁽¹¹⁾。これらの資産の特色は、生活に通常必要といえるかどうか疑義があるものであったり、品物自体が元々高額であることについた。

これに対して、本事例においては、Tシャツやスニーカーのように、品物自体の性質としては、日用品として通常必要であることが明らかに、かつ廉価な品物であるにもかかわらず、個人的な嗜好であるとか、他の人がほしくても入手できないものを持っているという優越感といった、物自体の価値というよりは買手の側の心理的付加価値により高額となる品物について、非課税となる生活用動産の譲渡に該当するといえるかどうかを検討する。

このような性質の品物が非課税となる生活用動産に該当するかどうかが争われた事案としては、国税不服審判所平成23年6月17日裁決（裁決事例集83号）⁽¹²⁾がある。この事案の争点は多岐にわたるが、本稿に関連する争点は、個人で複数の焼肉店を経営する女性経営者（審査請求人）が、自己が使用したとする下着、靴及び靴下（ストッキング）等をフリマアプリを使って販売した収入金額が課税対象となるかどうかであった。

ここで出品された下着等は、高額な商品ではなく、普通一般に販売され多くの人によって使われているものであったが、審査請求人は、愛好者等の興味を喚起する様な扇情的な表現等を用いてインターネット宣伝を行い、本来の事業用（焼肉店用）銀行口座とは別の預金口座を開設したうえ、1年間で計67回にわたるオークション販売を行い、取得価額を上回る多額の収入金

額（ただし、具体的金額は公表裁決には表示されていないので不明。）を得ていた。

国税不服審判所は、「その販売の回数、方法、態様及び決済代金額等にかんがみると、請求人の下着等の販売は、生活用品としての下着等の時価相当額による売買の域を超えて、女性が着用等した下着等という商品を新たに創出してこれを時価相当額を上回る付加価値付きの価額で愛好者に販売する行為ということができるから、……生活用動産の譲渡による所得を非課税とした趣旨にかんがみても、当該下着等の譲渡による所得は、所得税法上の生活に通常必要な動産の譲渡による所得に当たらないというべきである」。そして、「資産の譲渡による所得が営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得に該当するか否かの判断に当たっては、資産の売買回数、数量又は金額、売買に当たっての広告、宣伝等の方法等を総合して判断すべきものであるところ、<本件事実関係からすれば一岩崎注>請求人が行った下着等の販売は、……『営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡』であると認められるから、本件オークション収入から生ずる所得は、譲渡所得に該当しないと認められる」。そうすると、本件所得の区分としては、「本件オークション収入から生ずる所得には、営利性・有償性及び反復継続性は認められるものの、上記の事実関係から直ちに請求人の危険と計算による企画遂行性があるとまではいえないこと、……請求人は、本件各店舗において焼肉店を営んでおり、生活の糧を本件各店舗からの所得により得ていると認められること、インターネット上の〇〇〇〇〇のための格別の人的物的設備を有しているとは認められないこと、本件オークション収入を得るために相当程度の精神的、肉体的労力を用いたものとは認められないことなどの諸点を総合して勘案すると、本件オークション収入から生ずる所得は事業所得にも該当しないというべきであるから、雑所得に該当すると認められる」と裁決した⁽¹³⁾。

私見では、所得税法の文理を厳格に解釈する観点からは、この裁決の解釈とは異なる考え方も成り立つのではないかと考えている。

まず、第1の考え方は、次のようなものである。生活用動産に係る譲渡所得の非課税に関する条文（法9条1項9号・法施行令25条）を振り返ると、当該動産は、生活の用に供する「家具、じゅう器、衣服」など、その用途に応じた具体的な品物の個性に基づいて規定されている。そうであるならば、公表裁決の事案で問題となった下着、靴及び靴下等は、形式には日用品として生活の用に供する動産に該当し、それを購入した者が当該動産をどのように利用するのか、どのような個人的な嗜好に基づき価値を認めているのかといった、購入者の心理的付加価値は無関係であると解すべきであろう。なぜなら、購入者の内心によって、販売者における利得について課税となるか非課税となるかが決まるというのは、誰に対しても同じように適用されるべき租税法の解釈としては不合理だからである。そうすると、仮に使用済であることに特別な価値を附加する者がいたとしても、品物自体の性質が下着、靴及び靴下等という日用品であれば、生活用動産であることに変わりはないので、文理解釈の観点からは、当該動産の譲渡による利得は非課税所得になるとする見解である。

これに対して、第2の考え方は、次のようなものである。たとえ生活の用に供する日用品であったとしても、それに何らかの方法で加工を加え（たとえば自己が使用するという新品にはない要素を加え），これによって当該日用品の通常取引価格よりも高額で販売できる新たな付加価値を持つ新商品を生産したとみることができる場合には、その新商品の販売を曆年中に営利を目的として継続的に行っていれば、事業所得又は雑所得の課税対象となりうるとする見解である。そうとすれば、公表裁決の解釈が正当であると考えられるし、また、この解釈によれば、生活用動産を譲渡して年間数百万円の所得を稼得していたとしても全く所得税が課されないという不合理を防ぐことができ、担税力に応じた課税を基本とする租税公平主義の考え方にも合致するということができよう。ただし、この考え方は、法9条1項9号・法施行令25条の文理から直ちに導くことはできないという弱点がある。

そこで、本事例についても二通りの解釈が可能であって、Xが個人的に収集していたTシャツやスニーカーをフリマアプリ等を使って譲渡した場合でも、それらの品物が生活用動産である限りは、非課税となるという解釈と、他方、生活用動産であっても、それに（今では手に入らないものを販売するという）新たな付加価値をつけて、営利を目的として継続して譲渡している場合には、事業所得又は雑所得の課税対象となり、Xが主としてその販売により生活の糧を得ている場合には事業所得、そうでない場合には雑所得となるとの解釈が成り立つように思われる。

他方、本事例後半の、Xが古着等を仕入れて、高額で転売していた所得については、これらは棚卸資産の譲渡というべきであって、かつ営利を目的とした継続的な経済活動ということができるので、事業所得又は雑所得となると解すべきである。事業所得となるか雑所得となるかは、当該取引の規模と態様により判断されることになるといえよう。

4 インターネット取引に対応した法的整備の必要性

最後に、立法論的検討を加えておきたい。前述したように、現在は、フリマアプリ等の譲渡手段を使うことにより、生活用動産を譲渡することが一般的に可能となっており、かつ、買手の嗜好、価値観といった心理的要因によって、どのような生活用動産であれ突然として高付加価値がつくことが起こっている。こうした事情は、生活用動産の譲渡に係る非課税規定が創設された頃にはほとんどなかったことなので、現在では、生活用動産の譲渡であるからといって、一般的に非課税所得とするのが適切かどうかを再検討する必要があるのではないかと考える。

立法論的には、生活用動産の譲渡については、非課税規定（法9条1項9号）から削除し、所得税法本法適用の譲渡所得の対象としたうえで、法62条の「生活に通常必要でない資産の災害による損失」の規定に、条文見出しを変更したうえで、「生活に通常必要な動産の譲渡により生じた損失の金額」を書き加え、これに伴い法施行令178条1項を改正して、生活に通常必要な

動産の譲渡により生じた損失はないものとする旨の規定（現行の法 9 条 2 項 1 号に相当する規定）を挿入するとともに、現行の法施行令 25 条所定の貴金属類及び書画骨董で 1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超えるものについては、生活に通常必要でない資産と同様に扱えるように法施行令 178 条 1 項 3 号を修正して書き加えるというはどうであろうか。なお、もし営利を目的として継続的に生活用動産の譲渡が行われた場合には、譲渡所得の対象から外れて（法 33 条 2 項 1 号），その規模と態様に応じて、事業所得又は雑所得の対象とすることには変わりはない。

III 法人からの学資貸与金の免除益一事例 2 について

1 制度趣旨

法 9 条 1 項 15 号、法施行令 29 条により、学資に充てるため給付される金品に係る所得は、非課税とされている。学資に充てるため給付される金品（これを「学資金」ということにする。）に係る非課税制度は、申告納税制度を初めて導入した昭和 22（1947）年の所得税法の大改正の際に設けられ、当初は、「旅費、学資金及び法定扶養料」（同法 6 条 3 号）に係る所得については、所得税を課さないと規定された。その後、この規定は、昭和 40（1965）年の所得税法全文改正の際に、「学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するものを除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品」（同法 9 条 1 項 18 号）と定められて以来、平成 28（2016）年に改正されるまで、法文の表現自体は変わらなかった⁽¹⁴⁾。

他方、近年になって、地域医療を担う医師の不足と偏在化が問題となり、平成 15（2003）年 11 月には、厚生労働省、総務省及び文部科学省は、地域医療に関する関係省庁連絡会議を設置して、へき地を含む地域における医師確保対策やそのための医師養成のあり方を検討することを決定した。翌平成

16（2004）年2月には、3省庁合同で取り組むべき課題を確認したうえ、平成17（2005）年8月には「医師確保総合対策」をとりまとめ、まず医療資源の集約化・重点化に関する対応策が行われた⁽¹⁵⁾。そして、平成19（2007）年度からの医療制度改革において、へき地医療対策等に係る医療連携体制、地域医療対策協議会の制度化等、地域や診療科における医師偏在への対応のための措置が実施され、また、地域医療対策協議会においては、大学医学部・大学病院関係者も構成員として参画したうえで、医師の確保・配置対策等について検討が行われた⁽¹⁶⁾。

このような医師確保総合対策の一環として⁽¹⁷⁾、各地方公共団体では、地域医療確保対策として、医学生・看護学校生等に対して学資金を貸与し、当該医学生・看護学校生等が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務した場合には、当該学資金の返還債務を免除する制度を設けるようになった。また、同様にして、民間の大規模医療機関も、医師・看護師の安定的な確保を目的として、医学生・看護学校生等に対して学資金を貸与する制度を設け、当該医学生・看護学校生等が卒業後一定期間、当該医療機関に勤務した場合に、当該学資金の返還債務を免除する独自の制度を設けるようになった。

これらの制度による債務免除益については、当時の旧法9条1項18号の規定によれば、貸与した地方公共団体が指定する医療機関が、当該地方公共団体が設置主体ではない医療機関（他の地方公共団体が設置主体である医療機関や民間医療機関など）の場合には、非課税所得に該当する学資金となるのに対して、貸与した地方公共団体が指定する医療機関が、当該地方公共団体の設置する医療機関である場合には、債務免除益は「給与その他対価の性質を有するもの」に該当すると解される結果、給与所得として課税対象とされた。また、民間の医療機関が独自に設ける学資金の貸与制度の場合には、勤務先指定医療機関は貸与医療機関となっているのが普通であるので、債務免除益はやはり給与所得として課税対象となると解された。

しかしながら、医学生・看護学校生等への学資金は、貸与額が多額であり

⁽¹⁸⁾、かつ債務免除となる時点では、当該資金を使用した後であるため、返還免除時点で通常の給与額に加えて債務免除益を含めたうえで所得税が課された場合、担税力に比して極めて重い租税負担になると批判された。また、貸与した地方公共団体の設置する医療機関や民間医療機関に勤務すると重い所得税が課されるのであれば、当該医療機関の安定的な医師・看護師の確保にはならず、医師・看護師の偏在化も改善されない結果となる。こうした状況の下、厚生労働省は、平成 28（2016）年度の税制改正要望として、医学生等に貸与した学資金の債務免除益について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置を講ずることを求めた⁽¹⁹⁾。

以上のような経緯を経て⁽²⁰⁾、平成 28（2016）年度の所得税法の一部改正により、法 9 条 1 項 15 号の文言が「学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあっては、通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げる場合に該当するもの以外のものを除く。）を除く。）」とされたうえ、除外される場合として、イ～ニが列挙された。これにより、「通常の給与に加算して受ける」債務免除益は、非課税所得とされる学資金に含まれることとされたのである。そして、具体的な取扱についても、所得税基本通達が改正され、その 9-14 ないし 9-16 が定められた。

2 関連裁決の紹介

以上のように、学資貸与金について債務免除を受けた学生側の所得税に関する取扱については所得税法等の一部改正により決着したのであるが、これと関連して、貸与金を支出した医療法人側の法人税の課税取扱はどうなるかという問題が生ずる。この点について興味深い裁決が、国税不服審判所平成 25 年 3 月 18 日裁決（裁決事例集 90 号）⁽²¹⁾である。

この事案は、医療法人である審査請求人（以下「請求人」という。）が、請求人に勤務する職員で看護師等の資格取得のために看護専門学校に入学した者に対し、奨学金として負担した金員を支出した各事業年度の損金の額に

算入して申告したところ、処分行政庁である税務署長が、当該金員は債務免除条件付きの貸付金であるため支出した各事業年度の損金の額に算入することは認められないなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該金員は支出した各事業年度の損金の額に算入すべきであるなどとして同更正処分等の全部取消しを求めたものである。

国税不服審判所は、請求人が奨学生につき定めている「本件貸与規則には返還義務が定められており、……請求人と本件各奨学生受給者との間では、本件奨学生の支給に当たり、同規則に基づいて支給されることの合意があると認められるから、本件貸与規則は、民法第587条の規定する金銭消費貸借を定めたものと評価できる。<中略>また、本件奨学生の返還については、本件貸与規則第7条第2項が定めるとおり、一定期間の勤務を条件に免除されることが予定されていることから、本件奨学生は債務免除の条件が付された貸付金であると解するのが相当である。よって、本件奨学生は、支給時点においては貸付金であることから、損金の額に算入される余地はない。<中略>請求人は、既に退職したPを除く他の本件各奨学生受給者に対し、本件奨学生の返済を免除する旨の意思表示をした証拠は存在せず、返還免除をした事実が認められないとからすると、本件各事業年度終了の日までに本件各奨学生を損金の額に算入することはできない」と裁決した。

この裁決に基づくと、学資金を貸与した医療法人としては、貸与期間中は、貸付金処理をしたうえで、返還免除という債務免除ないし債権放棄をした時の属する事業年度の法人所得計算に当たり、貸倒損失として損金算入をすべきであるということになろう。

3 本事例の検討

本事例においては、Y医療法人は、大学医学部の学生や看護学校の学生を対象に、学資金を貸与し、当該学生が学校を卒業後、一定期間、Y医療法人に勤務した場合には、その勤務期間に応じて、当該学資金の返還を免除する制度を設けることにしたとされているので、Y医療法人としては、当該医師

及び看護師が受ける学資金の返還免除額については、法 9 条 1 項 15 号に該当する非課税所得として源泉徴収をしなくともよいということになる。

他方、Y 医療法人から当該学資金の貸与を受けて勤務する医師が Y 医療法人を開設した院長の子息である場合には、学資金の非課税の除外項目である法 9 条 1 項 15 号口「法人である使用者から当該法人の使用人（当該法人の役員を含む。）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合」及び法施行令 29 条 1 項 1 号「当該使用人（法第 9 条第 1 項第 15 号口に規定する使用人をいう。……）の親族」に該当するため、同医師に対する債務免除益は非課税所得とはならず、「給与その他対価の性質を有するもの」に該当するので、給与所得として源泉徴収する必要があるということになろう。

IV マンションの瑕疵に基因する解決金及び見舞金の利得一事例 3 について

1 制度趣旨

法 9 条 1 項 18 号により、「突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他政令で定めるもの」に係る所得は、非課税とされている。そして、法施行令 30 条 3 号は、上記 18 号の適用対象となる損害賠償金に、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（第 94 条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）」⁽²²⁾「その他これらに類するもの（これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする」（法施行令 30 条柱書）と規定する。

この損害賠償金等の非課税に係る規定は、昭和 22（1947）年所得税法の全文改正により創設された⁽²³⁾。当初は、同法 6 条 5 号に「贈与、遺贈又は

相続に因り取得したもの、生命保険契約に基づき死亡を原因として支払を受けた保険金、傷害保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けた保険金、損害賠償に因り取得したもの、慰謝料その他これらに類するもの」が非課税所得として掲げられた。その後、昭和 25（1950）年改正を経て、昭和 37（1962）年所得税法において、現行規定とほぼ同様の規定ぶりとなった。すなわち、同法 6 条 13 号において、「相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの……並びに傷害保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けた保険金及び損害賠償金……で心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基くして取得するものその他の命令で定めるもの」が非課税所得とされ、ここにいう「その他の命令で定めるもの」として、同法施行令 4 条の 7 第 3 号に「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当な見舞金（第 7 条の 11 の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）」と規定された。

物的損害に対する補償を非課税とすることの趣旨については、前年の昭和 36（1961）年 12 月の「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」において、次のように説明されている⁽²⁴⁾。

「①不法行為その他の突発事故によるもの

生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによって補てんされる利益は、もし、その損害がなかったならば課税されなかつたはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインピューテッド・インカムとしての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額等の補償であるかを問わず、非課税とする。<中略>

次に、生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等については、資産損失に対する補償金は、たとえそれが事業用建物のようなものの損失に対するものであっても、もしその損失がなかったならば、その評価益には課税されなかつたはずであるから、生活用資産と同様非課税とし、一方棚卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は、本来課税される

べき所得に代わるべき性質のものであるから、課税所得とする。

② 契約又は収用等の行政処分等①以外の事由によるもの

契約又は収用等の行政処分等①以外の事由による損失補償は、損害を受けた者の合意があるか、又は社会的に合意が要請される性質のものであるから、現行どおり課税所得とし、収用等の場合は、租税特別措置による軽減等を認めることとする」。

2 関連判決の紹介

前述したように、生活用資産に関する損害に対する補償金等については、「その損害がなかったならば課税されなかつたはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインピューテッド・インカムとしての性質をもつもの」に対応する利益の補填であれば非課税所得となるが、加害者と被害者との間の契約に基づき、生活用資産に加えられた価値の毀損とは対応しない利益については、基本的には課税所得とされることになる。それでは、本事例のように、生活用資産である分譲マンションの瑕疵に基いて、和解に基づき、被害者である各区分所有者に対して、その個別の損失額とは直接の関係なく、一律に支払われた解決金は、非課税所得となるのであろうか。

この点に関する裁判として、次のものがある。

事案は、A公団が分譲した団地（いわゆる分譲マンションであるが、これを以下「本件団地」という。）の一室を購入したB（原告・控訴人・上告人）が、A公団の権利義務を承継したE（A公団の権利義務は、D公団に承継され、さらに最終的に独立行政法人Cに承継されており、これら三者を総称して、以下「E」という。）から、Bに支払われた金300万円（以下「本件解決金」という。）は、Eと本件団地の管理組合（以下「本件管理組合」という。）との間で本件団地の各建物の瑕疵問題の解決のために締結された和解契約及び確認書に基づく解決金であり、非課税所得である損害賠償金に当たるとする前提の所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁たる税務署長から、本件解決金に係る所得は一時所得に当たるとして更正処分等を受けたた

め、その取消しを求めて提訴したものである。

本件解決金が支払われるに至った経緯として、次のような事実が認定されている。

①Eは、当初は瑕疵の補修工事を実施するとともに補修工事に伴い区分所有者らに迷惑をかけることなどから解決金330万円を支払うことを提示したのに対して、本件管理組合は補修工事ではなく本件団地を建て直して分譲時のとおり復旧する改築工事を求めたこと。

②Eは本件和解あっせん手続におけるあっせん人の提案を受け入れて、本件団地の各建物のうち、Bが居住する低中層棟については補修工事ではなく改築工事を実施することにしたものの、補修工事より費用負担が増加することから解決金の支払いはしない旨の意向を示したこと。

③本件管理組合は解決金の支払いを強く求め、あっせん人も解決金として300万円を支払う和解案を提示したこと。

④Eはあっせん人の和解案を受け入れて各区分所有者に対し1戸当たり300万円の本件解決金を支払う旨合意して本件和解契約が締結されたこと。

⑤本件和解契約において改築後の新建物の取得につき不動産取得税が課される場合の課税相当額等もEが負担する旨合意されたこと。

⑥Eは本件解決金の支払いに当たって本件解決金が一時所得として確定申告の対象になる旨説明したこと。

⑦改築工事中の仮移転に伴いBが支出を要した費用等はすべてEが負担したこと。

以上のような認定事実の下、東京地裁平成27年2月6日判決（税資265号順号12601）は、「EがBに対して本件解決金を支払ったのは、専ら本件瑕疵問題に基づくBとの間の紛争を解決するためであったというべきであつて、Bに生じた損害を補てんしようとする意図に出たものではなかつたことは明らかである。そうすると、本件の事実関係の下では、所得税法9条1項16号にいう心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられ

た損害に基因して取得する損害賠償金には当たらないと解するのが相当というべきである」。また、「Eには本件解決金を支払うことによってBに生じた損害を補てんしようとする意思はなかった上、そもそも、EとBとの間でBに生じた損害の有無やその金銭的な評価についての共通の認識すら形成されていなかったのであるから、仮に、Bに現に損害が生じており、これについてEに損害賠償責任が認められるというような事情があったとしても、また、その損害が結果として本件解決金によって補てんされたというような事情があったとしても、本件解決金が同号所定の非課税所得に係る損害賠償金には該当しないという認定判断が直ちに左右されるものではないというべきである」と判示したうえで、本件解決金の所得の種類の区分については、「一時所得に該当するものというべきである」として、請求を棄却した。Bは、これを不服として控訴した。

東京高裁平成28年1月21日判決（税資266号順号12785）は、非課税所得の趣旨に係る説示を追加して、「所得税法9条1項16号は、『…損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの』を非課税所得とし、同号に規定する政令で定める損害賠償金について、所得税法施行令30条は、『…心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金』（1号）、『…不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金』（2号）、『心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金』（3号）その他これらに類するもの（柱書）とする。そのうち、<2号（前者）及び3号（後者）一岩崎注>を非課税とする趣旨は、①前者については、不法行為その他突発的な事故により資産の滅失ないし資産価値の減少が生じた場合に不法行為者その他の損害を填補すべき義務を負う者が支払う当該損害を填補するにとどまる損害賠償金に課税する理由はないことにあり、②後者については、資産に損害が生じた場合に不法行為者その他の損害を填補すべき義務を負う者以外の者((a)資産に損害が生じる原因行為を行った者であるが

不法行為責任を負わないもの及び(b)資産に損害を受けた者と一定の親族関係又は社会的関係にある者)が支払う見舞金は、具体的な事情に照らし社会通念上相当と認められるものである限り、非課税とすることが一般の常識に合致することにある」としたうえで、「Bは、本件和解契約に基づき、Eの費用負担により本件住宅を分譲時のとおり復旧する改築工事の実施を受けて新築同様となった本件住宅を取得してこれに見合った利益を受けたことが認められるほか、改築工事に伴い生ずる費用や仮移転に要した費用381万余円の支払も受けたのであって、他方、Bが本件瑕疵問題によって仮移転を余儀なくされたことなどにより受忍限度を超えて慰謝料による補てんを要する精神的苦痛を受けたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、本件解決金は、専ら本件瑕疵問題に基づくBとの間の紛争を解決するために支払われたものであり、Bに現実に損害が生じ、または生じることが確実に見込まれ、かつその補填のために支払われたものであったとは認められないから、所得税法施行令30条1号及び2号所定の損害賠償金には当たらない。また、上記認定事実によれば、本件解決金は本件瑕疵問題に係る見舞金として支払われたものではなく、実質的にも、Bの社会的地位やEとの関係に照らしても本件解決金300万円は本件瑕疵問題による見舞金としては多額に過ぎ、所得税法施行令30条3号所定の見舞金には当たらない」として、控訴を棄却した。Bは、上告した。

最高裁平成28年6月28日判決(税資266号順号12875)は、「民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、……事実誤認又は單なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各校に規定する事由に該当しない」と判示して棄却し、本件は終結した。

3 本事例の検討

本事例における解決金及び見舞金については、その支払いの理由が異なる

ので、分けて検討することにする。

まず、本事例前半の解決金についてであるが、マンションの耐震補強自体は、瑕疵担保責任の履行という形で、販売会社の負担において行われており、本件解決金は、それとは別に、各区分所有者に対して一律に支払われたもので、各区分所有者の受ける具体的な損害の程度・損害金額の評価とは直接の関係なく算定され、和解により合意されたものである。このような金員は、失われた資産価値の補填ないし損害の賠償というよりは、当事者間の紛争を解決するために合意された紛争解決金というべきもので（前述した高裁判決と同旨），また、金額は1戸当たり300万円であるから、災害に対する見舞金としては社会通念上は過大ということができる（所基通9-23を参照）。それゆえ、解決金については、一時所得として課税対象になると解される。

これに対して、本事例後半のZに対してだけ特別に支払われた見舞金名目の金員については、改修工事によってZの居室の専有面積が減少し、資産価値が減少したことに対する損失補填と改修工事期間中の仮住居への移転費用（引越費用・家賃等）とが含まれている。これらの資産価値の損失補填金額と移転費用として支払われた金額は、新たな経済的価値の収入(incoming gain)にはならないので、取得型所得概念を採用する現行所得税法における課税所得には該当しない。したがって、いずれも法9条1項18号所定の非課税所得となると解される。

ただし、本事例では、Zは、マンション販売会社から500万円の見舞金を受領することになっているが、この500万円のうち、減少した専有面積に対応する損失補填金額と社会通念上合理的な移転費用の合計額を超える金員が残った場合で、その金額が社会通念上の慰謝料ないし見舞金の範囲を超える金額であるときには、その超過額は一時所得として課税対象となることがあると解されよう。

V おわりに

以上、本稿においては、所得税法上の非課税所得として掲げられている生活の用に供する衣服その他の資産の譲渡による所得（法9条1項9号）、学資に充てるため給付される金品（法9条1項15号）及び心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの（法9条1項18号）の意義と範囲について、制度趣旨に照らしながら、検討してきた。それぞれの事例ごとの解決策は、本文中に述べたところであるが、上記非課税規定の趣旨・目的はそれぞれ異なることから、非課税の判定基準を一概に述べることは難しい。

今日では、立法当初の社会・経済活動とは異なる新しい状況が出現していることによって、非課税の判断がより難しくなってきていることは明らかである。本稿においては、担税力の考慮に基づき設けられている非課税所得の内容について検討をしたが、ほかの目的から設けられている非課税所得についても、個別に検討すれば、新たな問題が起りうるのではないかと思われる。

- (1) 注解所得税法研究会編『注解所得税法（6訂版）』（大蔵財務協会、2019年）248-249頁、武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法2巻』（第一法規、2022年1月追録加除済）327頁を参照したうえ、岩崎が現行法の条文に改訂した。
- (2) 泉美之松『所得税法の読み方』（東京教育情報センター、1973年）115頁。
- (3) 注解所得税法研究会編・前掲注(1) 829頁。
- (4) 注解所得税法研究会編・前掲注(1) 829頁。第二次世界大戦直後の頃に庶民に多く生じた『タケノコ生活者』、すなわちタケノコの皮を剥ぐように、服や家具を売って、ギリギリの生活費を捻出している者に課税をするのは酷であると考えられたことが根拠となっている。
- (5) 注解所得税法研究会編・前掲注(1) 828-829頁、武田監修・前掲注(1) 385頁。
- (6) 注解所得税法研究会編・前掲注(1) 829頁。
- (7) この一連の裁判に関する解説として、金子宏ほか編『ケースブック租

- 税法（第5版）』（弘文堂、2017年）247頁を参照。
- (8) 事件の解説として、酒井克彦『裁判例からみる所得税法（2訂版）』（大蔵財務協会、2021年）726頁を参照。
- (9) 事件の解説として、酒井・前掲注（8）479頁を参照。
- (10) これらの裁判例に関する検討としては、村井泰人「生活用資産を巡る所得税法上の諸問題」税大ジャーナル10号（2009年）195頁を参照。
- (11) 佐藤英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究6号（1990年）33頁を参照。
- (12) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/83/15/index.html>。なお、公表裁決事例集は、平成22年分以降は冊子による公表は行わず、国税不服審判所ホームページへの掲載のみとなった。
- (13) 本裁決の紹介と検討については、高木良昌「生活用財産名目の売買に伴う所得」税理62巻15号（2019年12月号）30頁以下も参照されたい。
- (14) 武田監修・前掲注（1）469頁も参照されたい。
- (15) 文部科学省の取組として、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousha/koutou/029/toushin/attach/1408078.html（2022/2/20確認）
- (16) 厚生労働省の取組として、<https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/08/d1/tp0831-1d.pdf>（2022/2/20確認）
- (17) 内閣府によるとりまとめとして、https://www8.cao.go.jp/shoushi/soushika/meeting/priority/tenken/k_3/19html/s_5_2.html（2022/2/20確認）
- (18) 特に医学生の場合、学費・実験実習費等がもともと高いうえ、貸与期間が6年間になるため卒業までの貸与合計額が約1,500万円程度になると試算されていた。
- (19) https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakoutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096732.pdf（2022/2/20確認）。特に、同概要書の5頁。
- (20) 武田監修・前掲注（1）469頁も参照されたい。
- (21) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/90/09/index.html>（2022/2/20確認）
- (22) なお、法施行令94条に規定するものとは、事業所得の収入金額とされる保険金等をいう。
- (23) 立法の沿革については、武田監修・前掲注（1）477の3頁も参照されたい。
- (24) 武田監修・前掲注（1）479頁。

相続財産の評価の誤りの救済方法—評価通達の改正に着目して

金沢大学准教授 平川 英子

事例

平成 16 年 2 月、X の母が死亡し、その相続（以下、「本件相続」という）が開始した。本件相続について、X のほか 2 人の共同相続人がいた。X らの間で、法定申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかつたため、同年 12 月、X らは相続税法 55 条に従い法定相続分で相続したものとして相続税の申告を行つた。このとき X は、遺産に含まれる取引相場のない A 社株式を、財産評価基本通達に従い、1 株当たり 1 万円と評価して、申告を行つた。

平成 19 年 2 月に至り、課税庁は A 社株式の価額が過少であるとして増額更正処分を行つた（以下、「更正処分①」という）。更正処分①では、A 社株式は 2 万円と評価されていた。

X は、申告税額を超える部分の更正処分①を不服として出訴した。この訴訟では、A 社株式の評価について、財産評価基本通達（以下、「評価通達」という）に定める評価方法の合理性が争われた。平成 24 年に、第 1 審裁判所は、評価通達の評価方法について合理性が十分に立証されていないとし、A 社株式を 5000 円と評価したうえで、更正処分①のうち申告税額を超える部分を取り消した。平成 25 年、控訴審判決は第 1 審判決を引用して控訴を棄却し、同判決は確定した（以下、「前件判決」という）。

前件判決を受けて、国税庁長官は平成 25 年 5 月に評価通達を改正した。なお、改正された評価通達に従えば、A 社株式は 5000 円と評価されること

となる。

平成 26 年 1 月、本件相続につき遺産分割調停が成立し、X は A 社株式の 3 分の 2 を取得することとなった。X は、上記調停の成立を理由として、相続税法 32 条 1 号（現行法では同条 1 項 1 号）に基づき、A 社株式を前件判決で認定された価額（1 株当たり 5000 円）で評価して、更正の請求を行った。

設問 1

相続税法 32 条 1 号（現・同条 1 項 1 号）に基づく更正の請求において、X は前件判決によって明らかとなつた当初申告における評価の誤りを是正することができるか。

設問 2

【事例】において、評価通達の変更に基づく更正の請求（国税通則法 23 条 2 項 3 号、国税通則法施行令 6 条 1 項 5 号）をすることができるか。

設問 3

【事例】において、当初申告における評価の誤りを救済するための他の方法はあるか。

I 相続税法 32 条 1 項 1 号による更正の請求事由の範囲

(1) 吉野工業所事件をめぐる最高裁判決

本事例は、吉野工業所事件（東京地判平成 24 年 3 月 2 日判時 2180 号 18 頁、その控訴審は東京高判平成 25 年 2 月 28 日税資 263 号順号 12157）に後続する事件にかかる最判令和 3 年 6 月 24 日民集 75 卷 7 号 3214 頁⁽¹⁾を素材としている。同事件において、課税庁は、X による更正の請求は前訴で問題

となつた各株式の価額の減額（申告時の過誤の是正）を求めるものであり、相続税法32条1号所定の事由に該当しないとして、更正すべき理由がないとする通知を行うとともに、相続税法35条3項1号によりXの課税価格を当初申告における、それら各株式の価額をもとに計算して増額更正処分を行つてはいる。Xはこれを不服として本件更正処分等の取消を求めて出訴した。

これに対し、第1審判決⁽²⁾は、相続税法32条1号に基づく更正の請求および同法35条3項の更正においては、「原則として、遺産分割によって財産の取得状況が変化したこと以外の事由、すなわち、申告又は従前の更正処分における個々の財産の価額の評価に誤りがあったこと等を主張することはできない」が、「従前の更正処分について、争点となり、その評価方法ないし価額が判決によって変更されるに至った個々の財産については、課税庁において、同判決における評価方法ないし価額を基礎として課税価格を算定しなければならない」として、Xの主張する税額を超える部分の増額更正処分を取り消した。

課税庁はこれに控訴したが、控訴審⁽³⁾もまた第1審と同じ判断のうえで、取消判決の拘束力は主文を導くのに必要な事実認定および法律判断に生じるものであり、処分の適法要件該当性にかかる判断を導くのに必要な理由中の事実認定および法律判断について拘束力が生じ、課税庁は前件判決における評価方法ないし価額を基礎として課税価格を算定しなければならないとして、控訴を棄却した。

課税庁側が上告し、最高裁の判断（破棄自判）が示されることになる。判旨は次の通りである。

【判旨①】「相続税法32条1号の規定による更正の請求においては、・・・後発的事由以外の事由を主張することはできないのであるから、・・・一旦確定していた相続税額の算定基礎となつた個々の財産の価額に係る評価の誤りを当該請求の理由とすることはできず、課税庁も、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後は、当該請求に対する処分において上記の評価の誤りを是正することはできないものと解するのが相当である。また、課税庁

は、相続税法 35 条 3 項 1 号の規定による更正においても、同様に、上記の評価の誤りを是正することはできず、上記の一旦確定していた相続税額の算定基礎となった価額を用いることになるものと解するのが相当である。」

【判旨②】取消判決の拘束力により処分庁等は、「その事件につき当該判決における主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断に従って行動すべき義務を負う」が、「上記拘束力によっても、行政庁が法令上の根拠を欠く行動を義務付けられるものではないから、その義務の内容は、当該行政庁がそれを行う法令上の権限があるものに限られるものと解される。」

【判旨③】前件判決により前件更正処分の一部の取消がされた後の税額が、本件申告における個々の財産の価額を基礎として算定されたものである以上、判旨①に照らして、「国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後においては、当該判決に示された価額や評価方法を用いて相続税法 32 条 1 号の規定による更正の請求に対する処分及び同法 35 条 3 項 1 号の規定による更正をする法令上の権限を有していないものといわざるを得ない。」

「上記の場合においては、当該判決の個々の財産の価額や評価方法に関する判断部分について拘束力が生ずるか否かを論ずるまでもなく、課税庁は、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後に相続税法 32 条 1 号の規定による更正の請求に対する処分及び同法 35 条 3 項 1 号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額や評価方法を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはないものというべきである。」

本件最高裁判決は、当初申告によって一旦確定していた税額について、実際に行われた遺産分割の結果に従って再調整するための特別の手続と位置づけたうえで、【判旨①】および【判旨②】で更正の請求事由および更正事由を制限し、【判旨③】でこれらのこととは判決の拘束力によっても影響を受けないとする。

(2) 相続税法 32 条 1 項 1 号による更正の請求

相続により取得した財産の全部または一部が未分割である場合、その未分割財産については、法定相続分に従って当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとされている（相続税法 55 条）。ただし、その後において、当該財産の分割が行われ、当該分割により取得した財産にかかる課税価格が法定相続分に従って計算された課税価格と異なることとなった場合には、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、申告、更正の請求、または更正・決定をすることを妨げない（同条但書き）。

同法 32 条 1 項 1 号（本事例の当時は 32 条 1 号）は、未分割財産について遺産分割が行われたことを更正の請求事由として規定している。また、同法 35 条 3 項 1 号は、同法 32 条 1 項 1 号ないし 6 号に規定する更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続等により財産を取得した他の者につき、当初の申告等にかかる課税価格や税額が、当該請求に基づく更正の基団となった事実を基礎として計算した場合の課税価格や税額と異なることとなることを理由とする更正を規定している。

上記最判の【判旨①】は、同法 32 条 1 項 1 号の更正の請求および同法 35 条 3 項 1 号の更正の事由を、遺産分割により各相続人の取得状況が変化した場合に限定し、当初申告等における個々の財産の価額にかかる評価の誤りを理由に、これらの条項に基づく更正の請求や更正をすることができないと判示した。本件含め下級審裁判例において同様の理解が示されていたが⁽⁴⁾、本件最高裁はこの点について初めて判断した点に意義がある。

最高裁は、【判旨①】の判断を導くうえで、相続税の法定相続分課税方式を前提として、同法 32 条 1 項 1 号等の事由は「同法 55 条に基づく申告の後に遺産分割が行われて各相続人の取得財産が変動したという相続税特有の後発的事由」に限定されるとし、その趣旨は、「55 条に基づく申告等により法定相続分等に従って計算され一旦確定していた相続税額について、実際に行われた遺産分割の結果に従って再調整するための特別の手続を設け、もって相続人間の税負担の公平を図ることにある」としている。

このように同法 32 条 1 項 1 号による更正の請求は、当初の申告税額を基礎に、遺産分割の結果に基づく再調整を行うことを目的とするものであり、当初申告における財産評価の誤りを当該更正の請求により是正することはできない。たとえ、【事例】の X のように、前件判決において当初申告の中の財産評価の誤りが明らかになったとしても、その時点では国税通則法 23 条 1 項 1 号による更正の請求を行っていなければ、その誤りを是正することはできない。

(3) 遺産分割による相続税の総額の変更可能性

ところで、法定相続分課税方式においては、遺産がどのように分割されても相続税の総額はほぼ等しくなるものとして制度設計されている。しかし、遺産分割の結果によって、相続税の総額が変わる場合もある。

例えば、遺産未分割で相続税法 55 条の申告をしたのちに、遺産分割が行われ、小規模宅地の課税の特例（租税特別措置法 69 条の 4 第 4 項但書き）に該当することになった場合がある。この場合、各相続人の取得する財産が変動するだけでなく、相続税の総額自体が変わることとなる。また、相続人に異動が生じた場合も、基礎控除額が変わるので、相続税の総額が変わることになる。もっとも、これらの場合には、前者については相続税法 32 条 1 項による更正の請求が準用されており（租税特別措置法 69 条の 4 第 5 項、同令 40 条の 2 第 26 項），後者についても相続税法 32 条 1 項 2 号による更正の請求がなしうるので、遺産分割の結果を受けて、相続税の総額を計算し直すことができる。

他方で、相続人のうちに居住無制限納税義務者と非居住制限納税義務者がいる場合、どのような遺産分割をするかによって相続税の総額が変わりうる。相続財産が国内財産 1 億円と国外財産 1 億円であり、居住無制限納税義務者である相続人 A と、非居住制限納税義務者である相続人 B がいた場合を例に考えてみよう。この場合において、遺産未分割における相続税法 55 条に基づく申告では、被相続人の本国法（ここでは日本法とする）に基づく法

定相続分により按分して相続税額を計算するので⁽⁵⁾、AとBとが、それぞれ国内財産および国外財産をそれぞれ2分の1相続したものとして、課税価格および相続税の総額を計算する⁽⁶⁾。その後、遺産分割により、Aは国内財産を、Bは国外財産を取得することになったとする。この場合、Bの取得する国外財産には日本の相続税は課されないから、Bにかかる課税価格の合計額が減少し（5000万円から0円）、この者についての相続税額は当初申告と異なるところとなる。この場合、Bについては、相続税法32条1項1号の「分割により取得した財産に係る課税価格」が「当該相続分・・・の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた」ことに該当し、更正の請求をなしうると考えられる。

一方、Aについては、相続財産の構成は変わった（国内財産5000万円＋国外財産5000万円から国内財産1億円）が、課税価格は変わっていないので、相続税法32条1項1号による更正の請求事由には該当しないようにみえる。また、この場合について、別途、更正の請求をなしうるとする明文の規定はない。Bによる更正の請求を受けて、課税庁が同法35条3項1号に基づく更正をすることが考えられるものの、Aは職権による更正を嘆願しうるだけで、過大な税額につき是正を求める法定の手続がないということになる。Aの過大な税額は実体法上の原因を欠くものであり、そのような結論は正当ではない。そうすると、相続税法32条1項1号には、このAのような場合も含まれていると考えることが妥当であろう。この場合の更正の請求においては、当初申告で「一旦確定していた税額」の按分のやり直しだけでなく、税額計算自体もやり直すことになる。

さらに、取引相場のない株式の評価において、どのような者がどれだけの株式を取得したかによって、当該株式の評価額が変わることがある。この場合において、当初の申告よりも、相続税の総額が少なくなる場合も、相続税法32条1項1号による更正の請求をなしうると考えられる。

このようにみてくると、相続税法32条1項1号による更正の請求では、単に一旦確定した相続税額の按分のやり直しだけでなく、相続税の総額自体

が変わる場合も含まれていると考えられる。しかしながら、上にあげたような事由は、いずれも各相続人の取得財産の変動の範疇であるのに対し、吉野工業所事件で問題となったのは「個々の財産の価額に係る評価の誤り」が後に判明し、それにより課税価格が異なることとなったというものであるから、同号による更正の請求事由にはあたらないと解することは妥当であると思われる。評価の誤りについては、国税通則法 23 条 1 項による更正の請求をすべし、ということになる。

II 評価通達の変更に伴う救済の可能性

財産評価の誤りについては、国税通則法 23 条 1 項による更正の請求によるべきことは上記の通りである。しかしながら、ここでの問題は、その誤りの原因が、課税庁の定める評価通達にあり、その評価通達の違法性がたまたま更正処分を争う中で判明した場合の救済いかんである。

たしかに、評価通達は法規ではないから、納税者が評価通達の内容が違法である（時価ではない）と考えるのであれば、納税者自身が考える評価により申告することができる。

しかし、そもそも納税者にとって評価通達の合理性を疑い、評価の誤りに気付くのは簡単なことではない。通達は法規ではないが、財産評価において財産評価基本通達は、実際上、「決定的な役割」を果たしている⁽⁷⁾。納税者が通達によらない財産評価を主張しても、「評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、・・・課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、上記課税価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、・・・客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である」（東京高判平成 27 年 12 月 17 日判時 2282 号 22 頁）とされる⁽⁸⁾。こうした裁判例によれば、評価通

達による財産評価は原則であり、評価通達の内容が一般的な合理性を有しないか、評価通達の評価方法では適正な時価を適切に算定することのできない「特別の事情」のない限り、評価通達による評価は適法ということになる⁽⁹⁾。評価通達によらない評価を納税者が主張する場合、他の評価方法（例えば、鑑定評価）を主張するのではなく、通達の内容が一般的な合理性を有しないこと、または、「特別の事情」を主張しなければならない。しかしながら、これらのハードルは相当に高い。納税者側からの「特別の事情」が認められた事例はいくつか存在するものの⁽¹⁰⁾、評価通達の一般的な合理性が否定されたケースは、吉野工業所事件くらいではないだろうか。

このような評価通達をめぐる状況にかんがみれば（もっとも、このような裁判例の流れは、最判令和4年4月19日判例集未登載により変わることになろう。この点は別稿にて検討したい。），納税者にとって最初から評価通達を疑ってかかるることは現実的ではないし、通常の更正の請求期間内に評価通達の誤りに気付かなかつたとしても、納税者にそれほど大きな帰責性があるともいえないようと思われる。評価通達の誤りに基づく評価の誤りを是正するには、どのような方法があるだろうか。

（1）国税通則法23条1項1号による更正の請求

【事例】は、その当時において通用していた評価通達に従って財産評価を行っていたものの、当該評価通達の規定に合理性がなかつた（当該評価通達による評価では適正な時価を算定できない）ということが後から判明した事案ということができる。時価課税の原則からすれば、評価額が時価を反映していないということは、課税要件の根幹にかかわる重大な過誤である。

このことが判明したのが法定申告期限から5年以内であれば、当然に国税通則法23条1項1号に基づいて更正の請求をすることができる。【事例】の当時においては、その更正の請求期間は法定申告期限から1年であったから、この期間内に評価通達の合理性を疑い、評価の誤りに気付くことができれば更正の請求をなしえた。現在は、更正の請求期限が延長されているの

で、この当時よりは、この場合の救済の余地は広がっているといえる。

(2) 通達改正を理由とする更正の請求

国税通則法は、通達の解釈変更に伴う更正の請求を認めている（同法 23 条 2 項 3 号、国税通則法施行令 6 条 1 項 5 号）。この更正の請求事由は、平成 18 年改正により導入された⁽¹¹⁾。この改正前においては、通達の解釈変更を理由に更正の請求をなしうるかについて、裁判例⁽¹²⁾は消極的に解してきた。一方、課税実務では、更正の請求期間内（当時は 1 年）であれば、減額更正をするとしていたところ、最判平成 17 年 2 月 1 日判時 1893 号 17 頁（ゴルフ会員権名義書換料事件）を受け、国税庁は、通達の解釈を取消訴訟で争った者とそうでない者との間で救済上不公平であるとして、5 年間遡及して減額更正をする対応を行った⁽¹³⁾。これを契機に、国税通則法 23 条 2 項 3 号に定める「政令で定めるやむを得ない理由」の一つとして、施行令 6 条 1 項に通達の解釈変更に関する 5 号の規定が追加されることになった。

通達の解釈変更に伴う更正の請求は、通達の解釈変更が公表され、それによって納税者が申告等による課税標準や税額が「異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと」を理由として、その理由が生じた日の翌日から起算して 2 月以内にすることができる。しかし、通達の解釈変更にかかる更正の除斥期間は、一般的な減額更正の除斥期間（5 年）によるため⁽¹⁴⁾、当該除斥期間を経過している場合には、通達の解釈変更を理由とする減額更正はなされない。結局のところ、通達の解釈変更を理由とする救済は、法定申告期限から 5 年以内でしか認められない。

国税通則法施行令 6 条 1 項に定める「やむを得ない理由」のうち、なぜ通達の解釈変更（5 号）についてだけ、更正の除斥期間の延長の対象から除外されているのだろうか。一つには、通達の解釈変更の場合、例えば、やむを得ない事情による契約の解除（2 号）と比べても、時間的にも対象となる範囲の面でも広く、無制限に遡及することとなれば課税関係の早期安定の要請の点で問題が生じることへの懸念が考えられる。くわえて、同令 6 条 1 項 1

号ないし 4 号と 5 号との理論的な差違が前提にあるようにも思われる。同 1 号ないし 4 号に定める事由は、後発的事実の発生に基因して過誤要件が充足される場合であるのに対し、同 5 号は後発的事実の発生（通達の解釈の誤りが判決等により明らかになったこと）を契機として、原始的な過誤要件の充足（通達の解釈はそもそも間違っていた）が確認された場合であると整理することができる⁽¹⁵⁾。つまり、通達の解釈の誤りについては、申告当初から、納税者がその誤りに気付く可能性があるという点で、他の事由とは異なる。「このような場合には、法定申告期限後に課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に変動が生じた場合と異なり、納税者は、自ら正しいと考える申告をし、課税庁から増額の更正処分を受けた場合にはこれに対する取消訴訟を提起して自らの権利保護を求めることができる」（大阪地判平成 28 年 8 月 26 日判タ 1434 号 192 頁）ということなのであろう。

【事例】では、当初申告に対して更正処分が行われ、当該更正処分を争う中で、評価通達の規定の合理性に疑いがあることが判明した。審理の過程の中ではじめて判明したのであり、当初の申告段階や更正の請求期間内（当時は 1 年）にこれに気付くことはできなかった。たまたま更正処分が行われ、それを争う中でたまたま分かっただけ（救済の必要性はそれほど高くない）ということもできそうだが、評価通達の事実上の拘束力からすれば、当初の申告や更正の請求期間内に評価通達の誤りを主張しなかった（誤りに気付けなかった）からといって、誤った評価通達による評価を受忍しなければならないというのはいささか酷である。更正処分を争う訴訟の中で、原告たる納税者が主張・立証を行うことで、評価通達に合理性のなかったことが判明したのに、それに関する救済が当該納税者には与えられず（更正の請求期間の経過により），当該判決を契機に通達が改正され、通達の改正を理由とする更正の請求をなしうる他の納税者（法定申告期限から 5 年内）には救済があるというのはアンバランスであるようにも思われる。

結局のところ、評価通達の誤りに基因する評価の誤りについての更正の請求は、上記の 2 つのルートが考えられるものの、いずれも法定申告期限から

5年（【事例】では1年）以内でしかなしえないことに注意が必要である。

（3）申告の錯誤の主張の可否

過大な申告については、原則として更正の請求を通じて救済を図ることとされている。申告の錯誤の主張は、「錯誤が客観的に明白且つ重大であつて、…法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合」（最判昭和39年10月22日民集18巻8号1762頁）を除き、許されない。納税者は、事実上、評価通達に拘束されている。しかし、それは事実上の制約であって、法律上、救済規定がないというものではない。そうすると、申告の錯誤の主張は困難であろう。

III 通達制定行為の違法を理由とする国家賠償請求

（1）通達の発出を行う公務員の慎重検討義務

国家賠償法1条1項は、違法な公権力の行使による損害についての賠償責任を規定する。ここにいう公権力の行使には、行政処分のみならず、通達の制定行為も含まれる。

通達の制定行為に対して国家賠償責任を認めた裁判例は数少ない⁽¹⁶⁾。その中で、在外被爆者訴訟の最高裁判決（最判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁）は、租税行政分野ではないものの、通達の制定行為にかかる国家賠償責任に関する重要な判例であると考えられるので、少し詳しく取り上げる。

本件は、第二次世界大戦中に朝鮮半島から強制連行され、広島において原子弹により被ばくしたと主張する大韓民国の国民である原告らが、被告・国は、原爆医療法（昭和32年法律第41号）に基づき被爆者健康手帳の交付を受けた者が国外に居住地を移した場合、原爆特措法（昭和43年法律第53

号)は適用されず、原爆特措法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めた、いわゆる「402号通達」(昭和49年7月22日)を作成、発出し、その後、被爆者援護法(平成6年法律第117号)が制定された後も、平成15年3月まで402号通達に基づく、失権取扱いを継続したことによって、原告らの原爆三法上の被爆者としての法的地位ないし権利を違法に侵害したとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。

この402号通達は、本件とは別の訴訟(郭貴勲訴訟、大阪地判平成13年6月1日判タ1084号85頁、大阪高判平成14年12月5日判タ1111号194頁)において、日本に居住または現在していることが被爆者援護法における「被爆者」たる地位の効力存続要件であると解することはできず、日本からの出国により「被爆者」たる地位を失うものではないと判示されたことを契機に、平成15年3月1日に廃止された。

本件の原告らは、402号通達が廃止される前に、被爆者手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をせず、あるいは、支給認定を受けた期間が満了した後に再び健康管理手当の支給認定の申請をしなかった。その理由は、来日の困難性ではなく、失権取扱いを定めた402号通達があったからであった。

判旨は、402号通達の失権取扱いの定めは、原爆二法の解釈を誤った違法なものと認定した。そのうえで、そうした違法な通達の制定行為の国家賠償責任について、いわゆる職務行為基準説(通達の内容が違法であったとしても、そのことから直ちに国賠法上の違法があったとは評価されず、国の「担当者が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたと認められるような事情がある場合に限り」、違法と評価される)によることを明らかにする。そして、本件における職務上の注意義務について、「しかし、402号通達は、被爆者についていたん具体的な法律上の権利をして発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものである。このことからすれば、一般

に、通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために上級行政機関が下級行政機関に対して発する法解釈の基準であって、国民に対して直接の法的拘束力を有するものではないにしても、原爆三法の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる上告人の担当者が上記のような重大な結果を伴う通達を発出し、これに従った取扱いを継続するに当たっては、その内容が原爆三法の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存したものというべきである」とした。

上記の基準に基づき、判旨は、昭和 49 年の 402 号通達発出の前の段階では、在外被爆者に対して原爆二法が適用されないとする解釈のもとに、その運用を行ってきたことにはそれなりの根拠があり、また、そのような解釈が原爆二法の解釈として客観的に正しい解釈と整合する適法なものといえるかについて、改めて検討を行うことを迫られるような機会があったとも認められないことから、その職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な運用を行っていたものとまでいうことは困難とした。

しかし、その後、402 号通達が発出された段階では、孫振斗訴訟の第 1 審判決（福岡地判昭和 49 年 3 月 30 日行裁例集 25 卷 3 号 209 頁）を受けた法改正が行われ、担当者において、それまでの解釈が法の客観的な解釈として正当なものといえるか否かを改めて検討する必要に迫られていた。その際に、担当者が「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしていれば」、失権取扱いという法解釈の違法性を認識することが可能であったとして国家賠償法上の違法を認定している。

本件判決は、通達の発出を行う公務員に対して「慎重検討義務」というべき、通達に基づいて行政活動を行う公務員よりもより一層厳格な義務を課している⁽¹⁷⁾。その理由の一つは、通達のもつ影響力の大きさである。通達は、国民に対して直接の法的拘束力を有するものではないが、行政実務は通達に従って行われるのであり、重要な対外的機能を有する。本件では、被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した受給権について失

権の取扱いをするという重大な結果を伴う内容のものであり，上記の対外的機能に照らし，そうした通達の制定において相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が要求されている⁽¹⁸⁾。さらに，本件判決は明示していないものの，通達の発出等を行う公務員の注意義務違反には，「担当公務員の持つその行政分野での専門性や，通達を発出する組織の組織的過失としての性格が見られることも，より厳格な注意義務が課せられる根拠」となるとの指摘がある⁽¹⁹⁾。

(2) 違法な通達の制定行為に対する国家賠償—租税行政分野の裁判例

租税法分野における通達の制定行為の国家賠償責任について，次のような裁判例がある。

大阪高判平成9年4月15日判時1628号27頁は，法令解釈通達の制定行為が国家賠償法上，違法の評価を受けるか否かは，「国税庁長官の通達制定過程の行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題」であって，通達の内容の違法とは区別されるとする。そして，通達の「下級行政庁への命令的性質」を根拠に，国税庁長官は，通達制定に関し，原則として個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないとして，「国税庁の通達制定行為は，その内容が租税法の一義的な文言に違反し全く根拠のないのに敢えて通達を制定するというように，容易に想定し難い例外的な場合でない限り，国家賠償法1条1項の違法ということはできない」とする。

ここで採用されている違法性の判断基準は，国会の立法行為の違法を理由とする国家賠償責任についての基準（最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁【在宅投票制度廃止違憲訴訟】）と同様のものである⁽²⁰⁾。これと同様の基準を採用するものに，【事例】の通達をめぐる国家賠償請求を行った神戸地判平成30年12月26日判タ1473号25頁がある。この違法性の判断基準は，国会による立法行為という特殊な活動に対応するものであって，法の解釈や適用の作用の範疇である行政庁による通達策定行為に用いること

は妥当ではない。上に述べた在外被爆者訴訟の最高裁判決も、そのような基準を用いていない。

これに対し、平成30年神戸地裁の控訴審である大阪高判令和元年10月10日判タ1473号18頁は、通達は国民を直接拘束するものではないが、「通達は、その内容によっては、これに従うべき職務上の義務を負う下級行政機関の公務員による職務執行を通じて国民を事実上拘束する結果となる場合があり得るから、羈束裁量行為につき法律によって羈束されている裁量を逸脱し又は自由裁量行為につき行政機関に与えられた裁量を著しく逸脱する内容の通達を制定し、もって国民を法的根拠に基づかずに事実上拘束するような結果を生じさせるなどした場合は」、国家賠償法上、違法の評価を受けるとする。そして、旧通達が定める評価方法により評価額を算定すると当然に客観的な時価を超える金額となると認めるに足りる証拠はないとして、旧通達の制定行為が裁量を逸脱したものとはいえないと判示している。（本件判決は、東京高判平成25年2月28日は評価通達のうち株式保有会社の判定基準の合理性は否定したものの、純資産額方式が客観的に誤った評価を導き出す方式とまではいっていない、とする。）

この判決は、その第1審判決とも、上の在外被爆者訴訟最高裁判決とも異なり、裁量権の逸脱の有無という点から国家賠償法上の違法を判断している。本判決が、第1審判決と異なり、一義的文言違反の基準を用いていない理由は、評価通達の位置づけ（通達は直接国民を拘束するものではないが、公務員の職務執行を通じて事実上拘束する結果となる）にあるものと思われる。また、このような通達の事実上の影響力に対する考慮という点は、在外被爆者訴訟と共通しているようにみえる。

しかしながら、在外被爆者訴訟においては、通達策定において「相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務」が要求されているのに対し、本判決にはそうした判示はみられない。このことは、通達の内容に対する評価の違いによるものと思われる。すなわち、在外被爆者訴訟で問題となった通達については、それが法律上認められた受給権を否定するものであったこ

と、失権の有無の判断に裁量は認められないこと、また、失権取扱いを受けた後に権利を行使することが類型的に困難な者（在外被爆者）を対象とするものであったことが挙げられる。これに対し、評価通達は、課税庁の「微税の技術性と複雑性を踏まえた合理的な裁量」のもとに策定されるものであり、また、評価通達の評価方法に疑問があれば、納税者はそれを争うことが一般に可能であると考えられる。このように両者の位置づけ（裁量の有無、在外被爆者や納税者にとってもつ重要性）は異なるということであろう。このような考え方によると、評価通達の制定行為について国家賠償責任を問うこととは、なお困難であるように思われる。

IV 設問に対する解答

設問 1について

前出の最判令和3年6月24日によれば、同号による更正の請求では、個々の財産の価額にかかる評価の誤りを当該請求の理由とすることはできないから、評価の誤りを是正することはできない。

設問 2について

評価通達の変更に基づく更正の請求（国税通則法23条2項3号、同令6条1項5号）に対する更正の除斥期間は法定申告期限から5年とされている。【事例】では、通達改正時において、すでに当該期間を超えていたため、同号による更正の請求をしたとしても、それに対応する更正処分は除斥期間の経過を理由としてなしえない。

設問 3について

上記の通り【事例】では、評価の誤りを理由とする更正の請求や通達解釈の変更に基づく更正の請求による救済は、更正請求期間や更正の除斥期間が

経過しているためなしえない。また、評価通達の事実上の拘束力からすれば、更正の請求期間内に納税者において評価通達の合理性を疑うことに困難があると思われるものの、上記のような更正の請求制度が設けられている以上、申告の錯誤の主張も認められないと思われる。通達制定行為の違法を理由とする国家賠償請求も考えられるが、これまでの裁判例の違法の判断基準からすると、【事例】において旧通達をXらの法定申告期限までに改正しなかったことの違法性を立証することは難しいと考えられる。

- (1) 評税として、高橋祐介・令和3年度重要判例解説 176頁、平川英子・ジユリ 1565号 11頁、木山泰嗣・税通76巻12号 188頁、首藤重幸・新・判例解説watch 税法 No.164、長島弘・月刊税務事例 53巻10号 34頁、伊川正樹・税務 QA234号 64頁がある。
- (2) 東京地判平成30年1月24日民集75巻7号 3283頁。
- (3) 東京高判令和元年12月4日民集75巻7号 3313頁。
- (4) 東京地判平成9年10月23日税資229号 125頁、神戸地判平成24年7月31日税資262号順号12015、静岡地判平成26年3月14日税資264号順号12431を参照。
- (5) 質疑応答事例「被相続人が外国人である場合の未分割遺産に対する課税」、相基通55-1を参照。
- (6) 税理士法人チェスター編『海外財産・海外居住者をめぐる相続税の実務』(清文社、2017年) 91頁記載の「質疑応答事例 7486 V相続税の審理上の留意点(東京国税局課税第一部 資産課税課資産評価官平成24年7月作成・資産税審理研修資料)」による。
- (7) 濵谷雅弘「財産評価に関する判例の動向」ジユリ 1004号 25頁。
- (8) 札幌地判平成31年3月8日税資269号順号13249、東京高判令和2年6月24日金判1600号 36頁。
- (9) 占部裕典「財産評価通達の課題—固定資産評価基準との対比からみえてくる問題点一」三木古稀『現在税法と納税者の権利』(法律文化社、2020年) 152頁は、近時の裁判例では、評価通達が一定の外部効果をもつことがありうるとする判決が目に付くと指摘する。
- (10) 東京地判令和2年10月9日税資270号順号13463、大阪地判平成29年6月15日税資267号順号13024。
- (11) 詳しくは、拙稿「納税者からの税額修正手続一更正の請求を中心に」日税研論集75号 50頁以下(2019年)を参照。
- (12) 京都地判昭和56年11月20日月報28巻4号 860頁、東京高判昭和58年4月25日行裁例集34巻4号 657頁、名古屋地判昭和57年8月27日行裁例集33巻8号 1725頁。
- (13) これについては、首藤重幸「税務訴訟の最新動向と課題」税弘54巻3

号 8 頁（2006 年）を参照。

- (14) 国税通則法 71 条 1 項 2 号，同施行令 30 条，同令 24 条 4 項による。
- (15) 後発的理由にはこのような性質の異なる 2 つのものがあることについて，谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』（弘文堂，2021 年）151 頁以下を参照。
- (16) 産業廃棄物行政に関し，通達の内容の違法性を認定し，国家賠償責任を認めたケースとして，東京高判平成 5 年 10 月 28 日判時 1483 号 17 頁がある。当該判決は，職務行為基準説ではなく，通達の違法と過失を区別する二元的審査を行う。
- (17) 北村和生・民商法雑誌 138 卷 3 号 363 頁。調査官解説では，「より高度の注意義務」と表される（三木素子・法曹時報 62 卷 8 号 2231 頁）。
- (18) 三木・前掲注（17）2231 頁。
- (19) 北村・前掲注（17）363 頁。
- (20) 他にも富山地判平成 19 年 3 月 14 日税資 257 号順号 10655 が同じ基準を採用する。

税務事例研究 第188号（2022）

2022年7月20日 発行

編 者 公益財団法人日本税務研究センター
発行者 西村 新
東京都品川区大崎1丁目11番8号
日本税理士会館1F
電話 03（5435）0912（代表）

※公開論文の無断転用・転載等は、一切お断り致します。

